

## 第2編

# 第6期砺波市障がい福祉計画 第2期砺波市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



# 第1章

## 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的に策定するものです。また、平成30年度からは、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「障害児福祉計画」を策定することとなりましたが、これは、国の基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の円滑な実施の確保を図るための計画であり、障がい福祉計画と一体のものとして策定するものです。

国においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい保健福祉制度の整備が行われています。

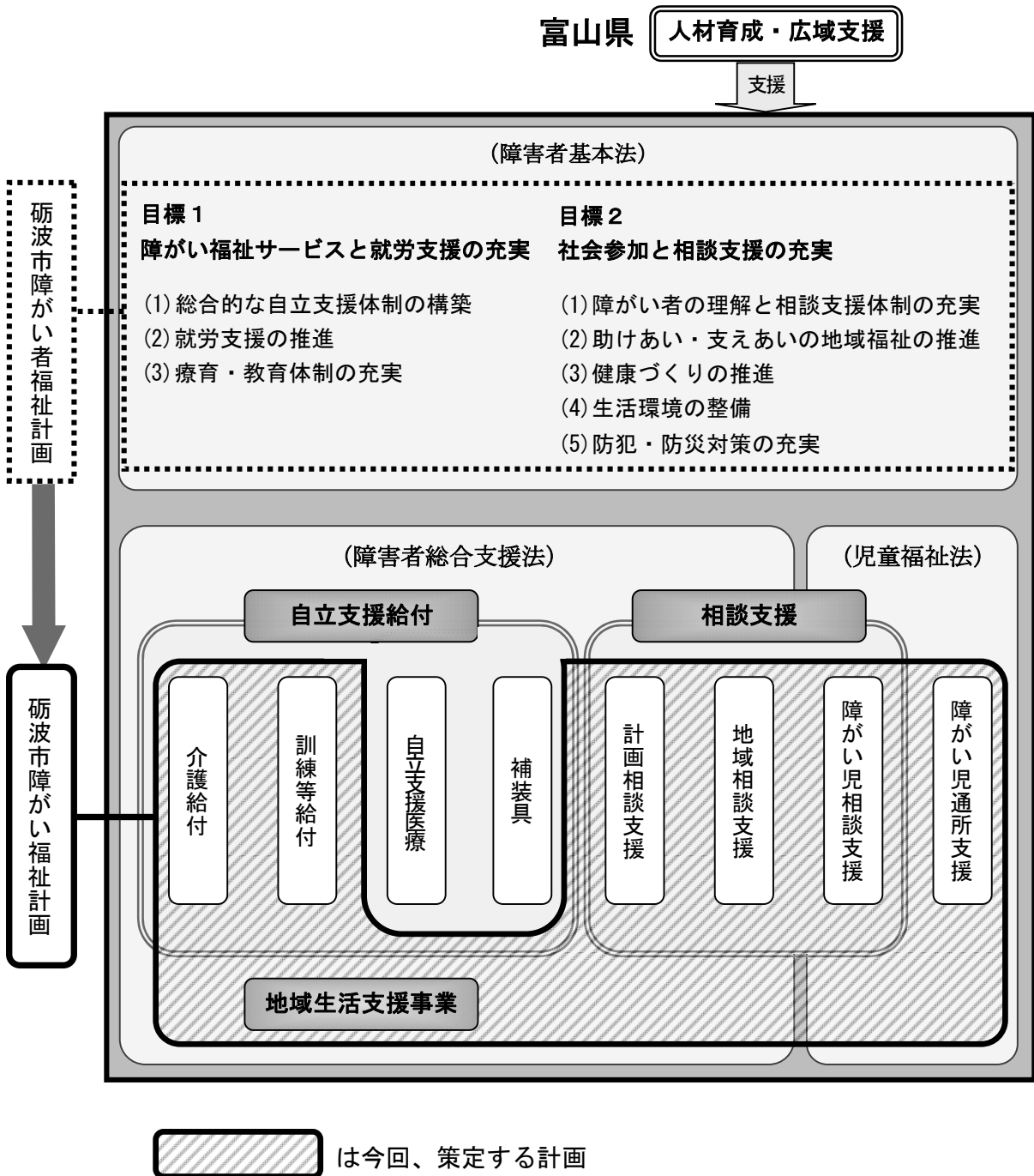
本市においては、これまで5期15年にわたって障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の確保に努めてきました。令和2年度をもって、第5期計画期間が終了することから、これまでの計画の見込量等に対する実績や、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など、本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえたうえで、障がい保健福祉施策の成果目標や活動指標、各サービス等の見込量及びその確保策を定めた第6期計画（令和3～5年度）を作成するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者等のための施策に関する基本的な計画として令和2年度に策定する「第3次砺波市障がい者福祉計画」のうち、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有し、3年ごとに見直しを図っていきます。

また、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画、砺波市子ども・子育て支援事業計画との調和を図っていきます。

### ■ 砺波市障がい福祉計画の位置付け



### 3 計画の基本理念

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）及び難病患者等を対象に、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備し、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の整備に努めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実と地域支援体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の充実を図ります。

さらに、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に努めます。

**(6) 障がい福祉人材の確保**

安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

**(7) 障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

## 4 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

**(1) 必要とされる訪問系サービスの確保**

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを確保します。

**(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保**

地域生活を送る上で希望する障がい者等への生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター等の日中活動系サービスを確保します。

**(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

(4) **福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) **強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実**

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人数及び支援体制の現状を把握し、人材育成等を通じた支援体制の整備を図ります。

(6) **依存症対策の推進**

地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を進めます。

## 5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) **相談支援体制の構築**

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターと連携して、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実を図ります。

(2) **地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保**

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) **協議会の設置等**

障がい者等の実態把握、障がい者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を図るため、砺波地域障害者自立支援協議会から、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を受けます。

## 6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) **地域支援体制の構築**

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援が、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できる支援体制の整備を進めます。

(2) **保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援**

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策と連携を図ります。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策と連携を図るとともに、子育て支援担当部署や保健医療担当部署との連携体制の確保に努めます。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校や障がい福祉サービスを提供する事業所等と連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

(3) **地域社会への参加・包容の推進**

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) **特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備**

重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域の人数やニーズ及び支援体制の現状を把握するとともに、地域資源の開発を行いながら、障がい児支援等の充実を図ります。

(5) **障がい児相談支援の提供体制の確保**

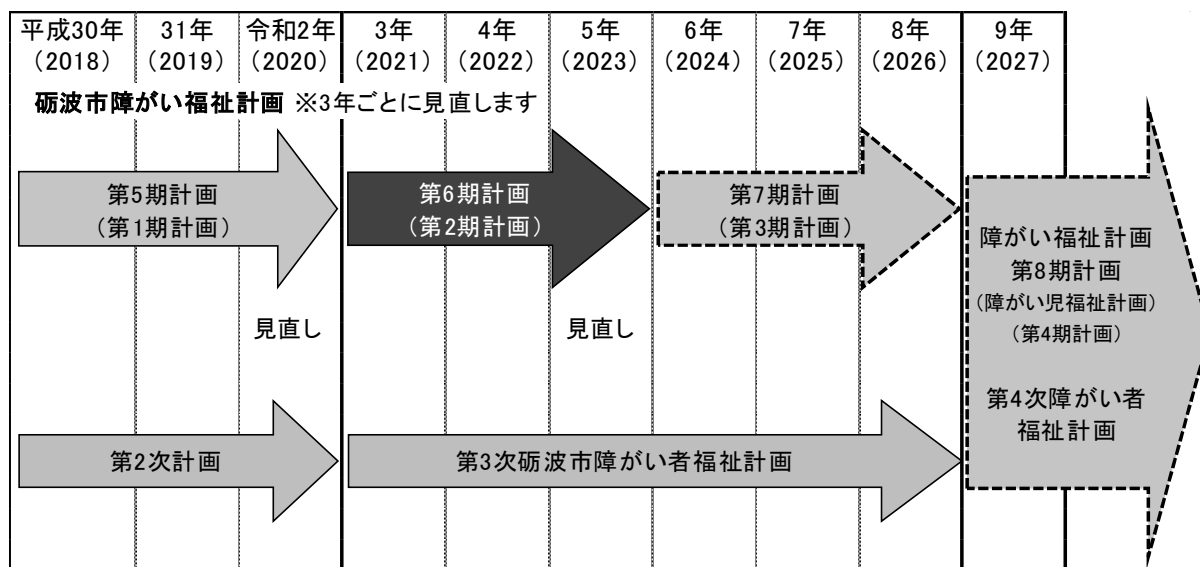
障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を進めます。



## 7 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

令和5年度を目標年度として位置付け、数値目標を設定し、計画を策定します。



## 8 計画の策定体制

### (1) 砺波市障がい福祉計画策定委員会

障がい者団体を始め、学識経験者、市民団体、行政・教育・医療・福祉関係団体、福祉関係事業所等からの推薦等で構成する16人の策定委員で計画内容を審議しました。

### (2) 庁内検討組織

各分野の課長等で構成する幹事会（18人）で計画原案を検討しました。

### (3) 市民ニーズの反映

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び手帳を持たずに障がい児通所支援等を利用する2,481人のうち800人に対して「障がい福祉に関するアンケート調査」を行い、423人の方から回答がありました。

このアンケートの結果から、福祉サービスのニーズ等の分析を行い、計画のサービス見込量に反映しました。

また、今回のアンケート結果は、「障がい者福祉計画」の評価・見直しにも利用します。

### I 調査概要

- ① 調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している砺波市民または、障がい福祉サービス利用中の施設等入所者及び手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している者

② 対象者数 手帳所持者 2,434 人（重複障がい調整後の実数）中 776 人  
 手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している者 47 人中 27 人  
 計 800 人

- 内訳
- ・ 65 歳未満の中から無作為抽出 600 人  
 身体 252 人、知的 219 人、精神 143 人  
 （重複障がい者があるため合計は一致しない）
  - ・ 65 歳以上の中から無作為抽出 200 人  
 身体 191 人、知的 5 人、精神 4 人
  - ・ 施設等入所者等 26 人（再掲）

③ 調査方法 郵送返送方式

④ 調査期間（令和 2 年 5 月 1 日基準日）

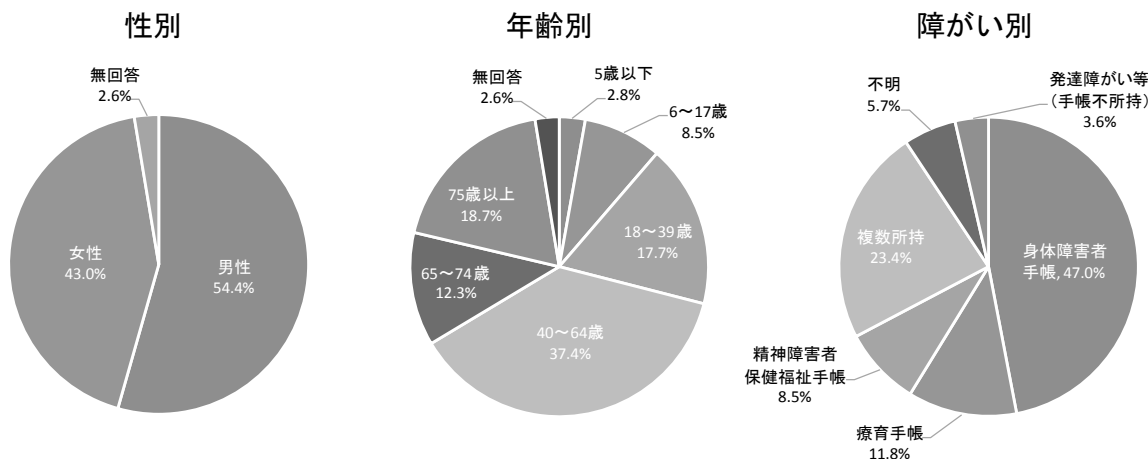
令和 2 年 5 月 8 日から 5 月 31 日まで

⑤ 回収結果 回収数 423 人 回収率 52.9%

<性別、年齢、手帳等の種類別回答者数>

単位：人（%）

	回答者数	手帳等の種類別					
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	複数所持	不明	発達障がい等（手帳不所持）
全体	423 (100.0)	199 (47.0)	50 (11.8)	36 (8.5)	99 (23.4)	24 (5.7)	15 (3.6)
性別	男性	100 (43.5)	26 (11.3)	19 (8.2)	60 (26.1)	14 (6.1)	11 (4.8)
	女性	93 (51.1)	24 (13.2)	16 (8.8)	37 (20.3)	8 (4.4)	4 (2.2)
	無回答	6 (54.5)	- (-)	1 (9.1)	2 (18.2)	2 (18.2)	- (-)
年齢	5歳以下	1 (8.3)	1 (8.3)	- (-)	4 (33.4)	- (-)	6 (50.0)
	6~17歳	4 (11.1)	10 (27.8)	1 (2.8)	14 (38.9)	1 (2.8)	6 (16.6)
	18~39歳	10 (13.3)	22 (29.3)	8 (10.7)	31 (41.3)	2 (2.7)	2 (2.7)
	40~64歳	76 (48.1)	12 (7.6)	27 (17.1)	35 (22.2)	7 (4.4)	1 (0.6)
	65~74歳	44 (84.6)	1 (1.9)	- (-)	5 (9.6)	2 (3.9)	- (-)
	75歳以上	59 (74.7)	3 (3.8)	- (-)	7 (8.9)	10 (12.6)	- (-)
	無回答	5 (45.4)	1 (9.1)	- (-)	3 (27.3)	2 (18.2)	- (-)



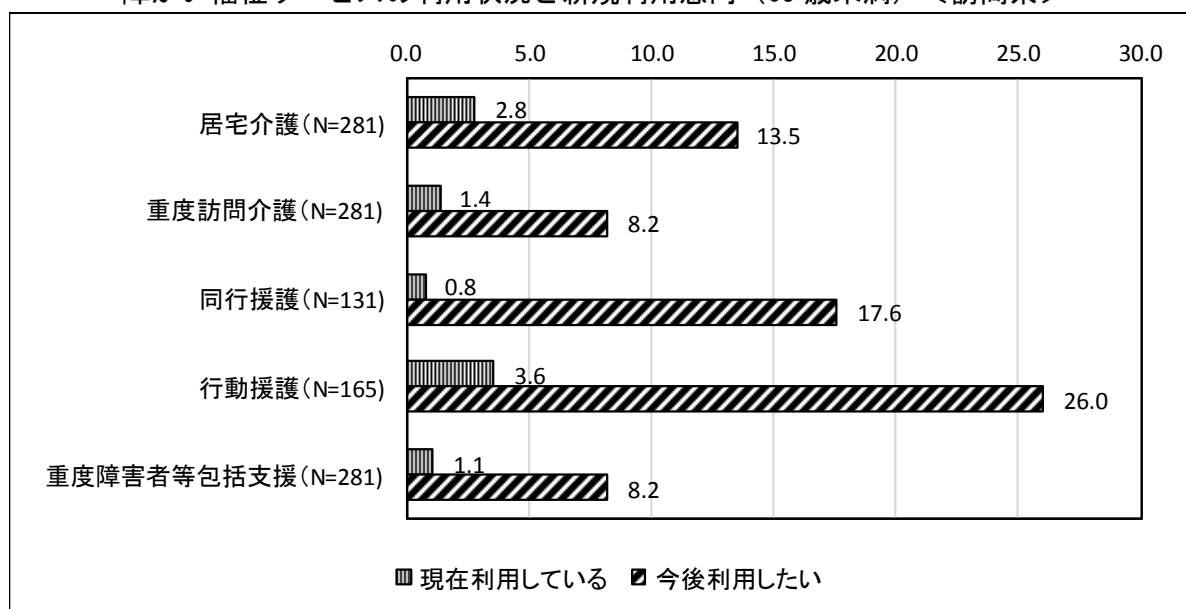
## II 障がい福祉サービスの利用意向の集計結果

障がい福祉サービスのニーズについては、サービスごとに現在の利用状況と利用していない場合、今後利用したいかを尋ねました。以下においては、65歳未満の281人の回答を抽出して集計しました。

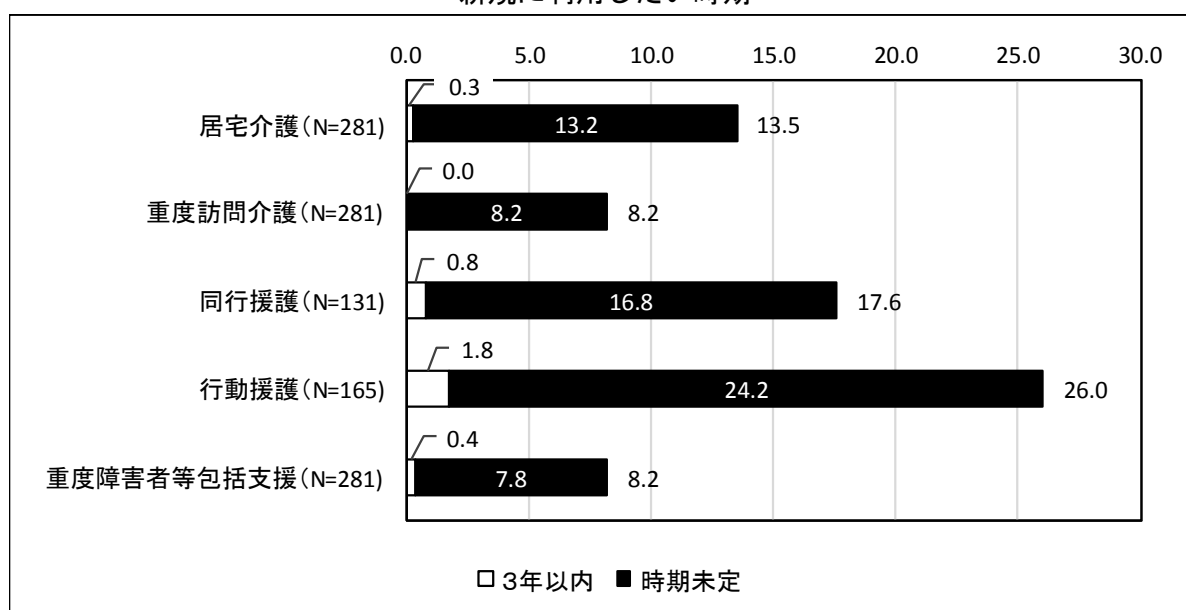
### <訪問系サービス>

同行援護は、身体障害者手帳所持者、行動援護は療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者を集計対象としました。訪問系サービスでは、現在の利用状況は行動援護の利用が3.6%で最も多く、新規の利用意向は行動援護で26.0%、同行援護で17.6%あります。また、3年以内の利用意向は行動援護で1.8%となっています。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）<訪問系>



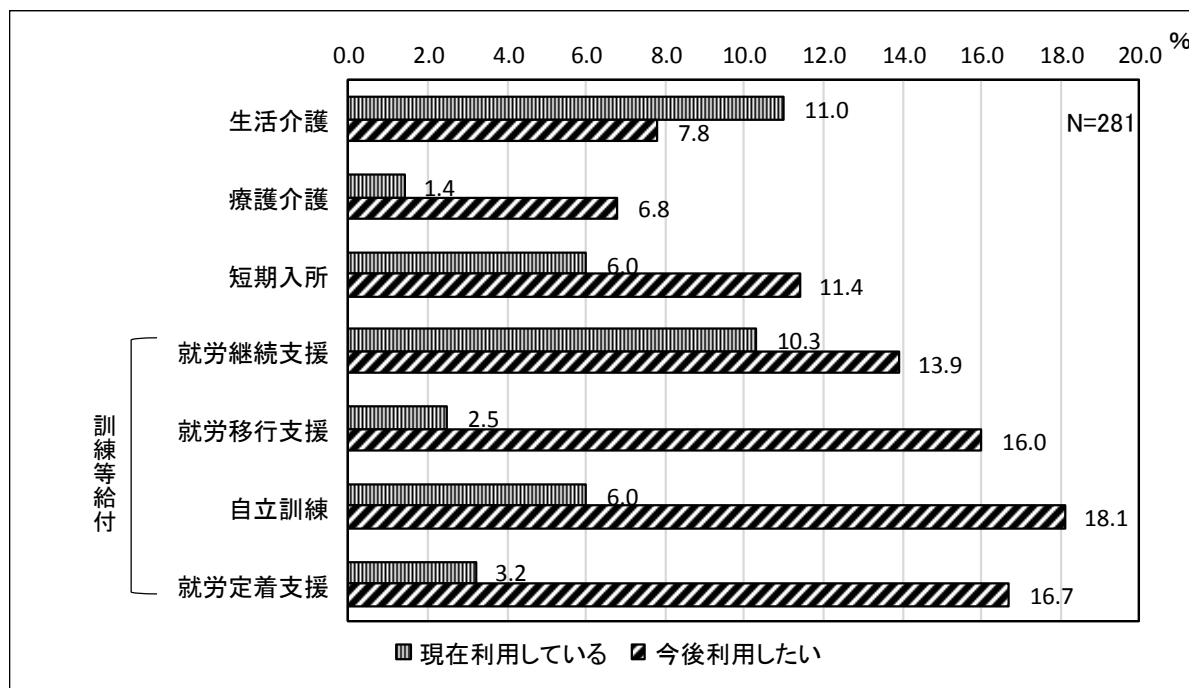
新規に利用したい時期



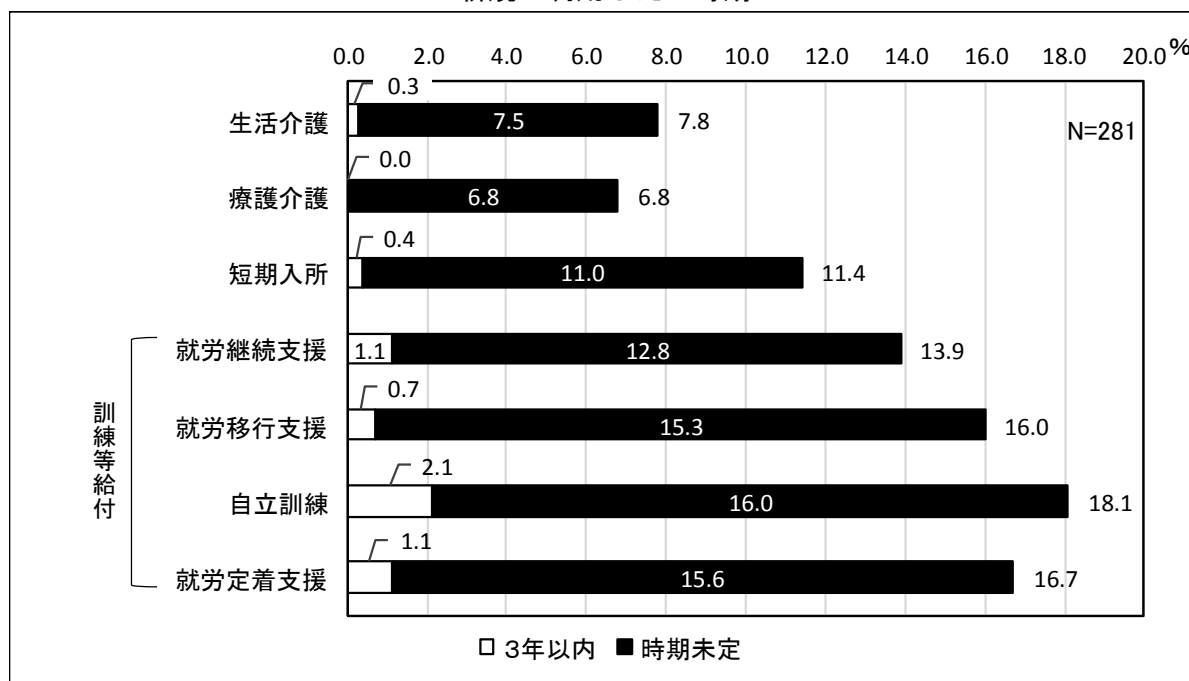
<日中活動系サービス>

日中活動系サービスでは、訓練等給付がいずれも10%以上の利用意向があり、3年以内の利用意向では自立訓練が2.1%と最も多くあります。就労定着支援については、既存の事業の中で同様の支援が一定程度行われており、この事業に限らず、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは高いと言えます。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）<日中活動系>



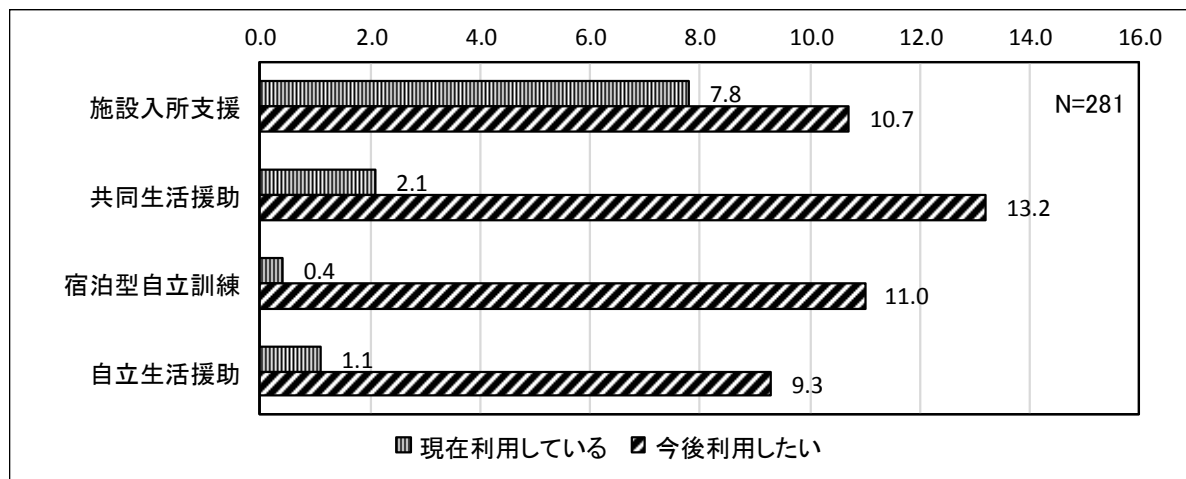
新規に利用したい時期



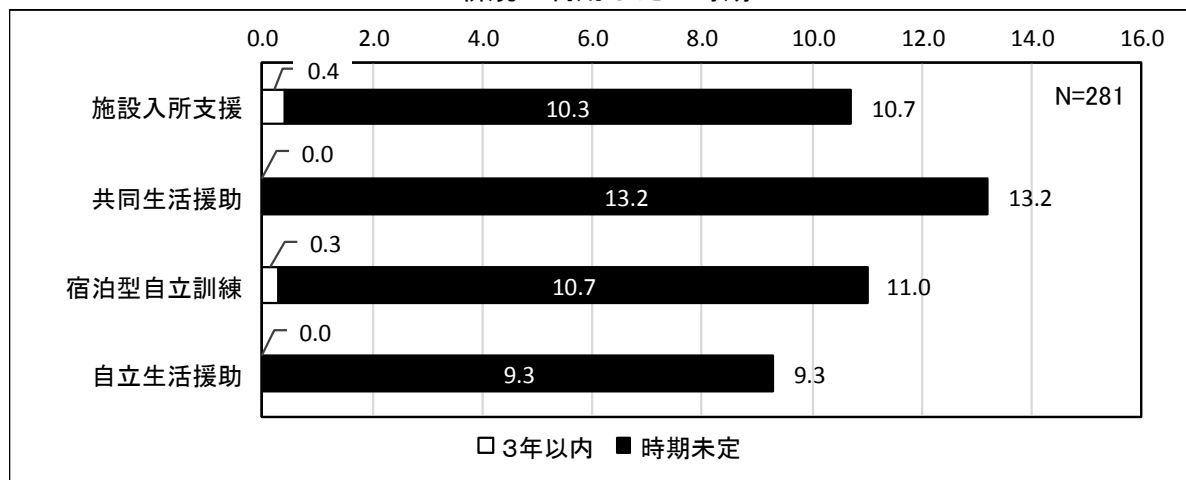
<居住系サービス>

居宅系のサービスについては、共同生活援助の利用意向が13.2%と最も高く、次いで宿泊型自立訓練の利用意向が11.0%となっています。3年以内の利用意向は、最も高い施設入所支援で0.4%となっています。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）<居住系>



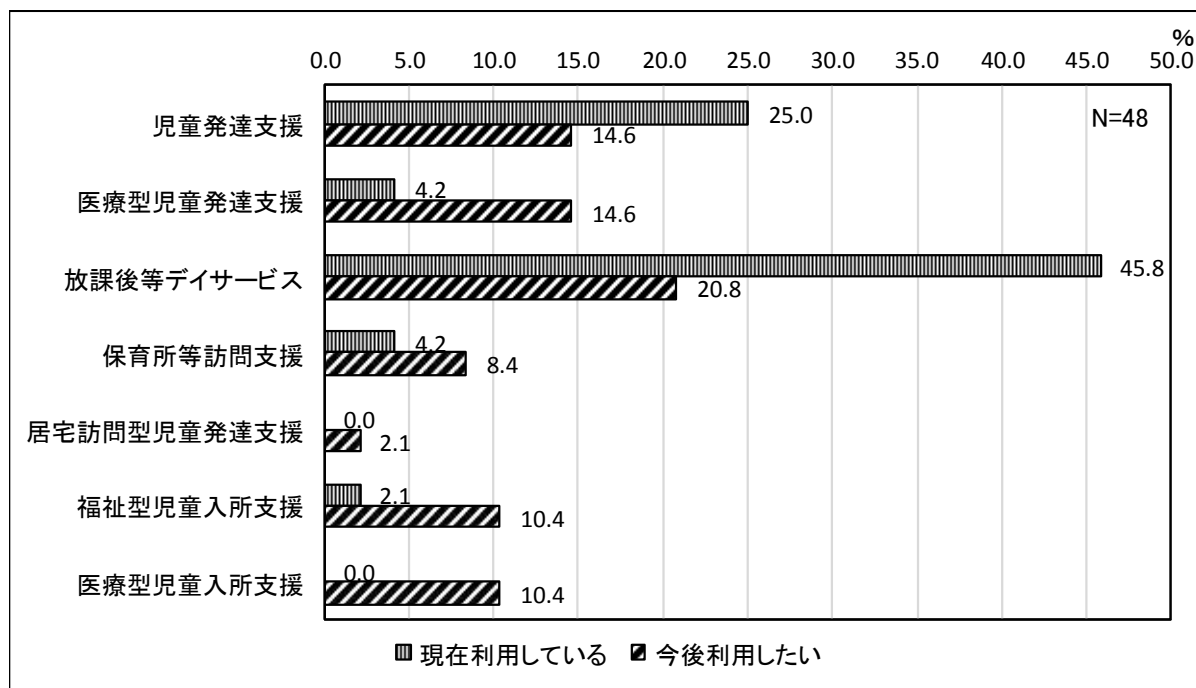
新規に利用したい時期



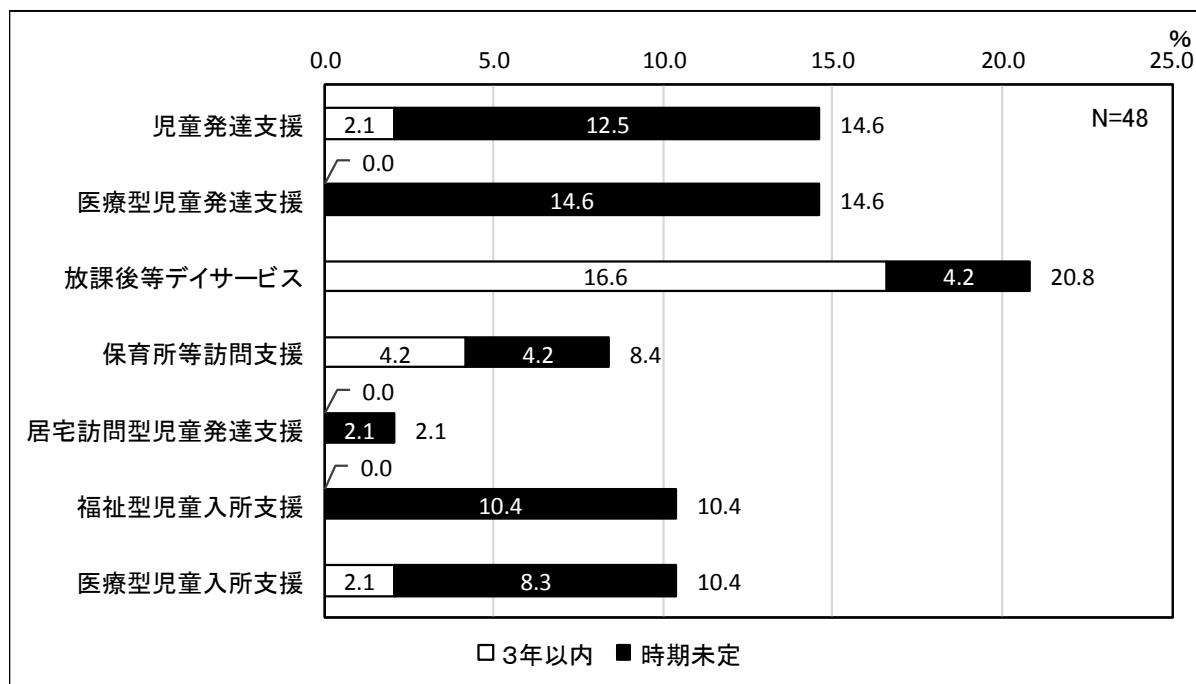
<障がい児支援サービス>

18歳未満の児童のサービスについては、アンケートに回答した18歳未満の児童の保護者48人のうち、現在の利用状況は、放課後デイサービスの利用が45.8%、児童発達支援の利用が25.0%と高く、今後の利用意向は、放課後等デイサービスが20.8%、児童発達支援が14.6%となっています。さらに3年以内の利用意向については放課後等デイサービスが16.6%と高くなっています。

障がい児支援サービスの利用状況と新規利用意向（18歳未満）



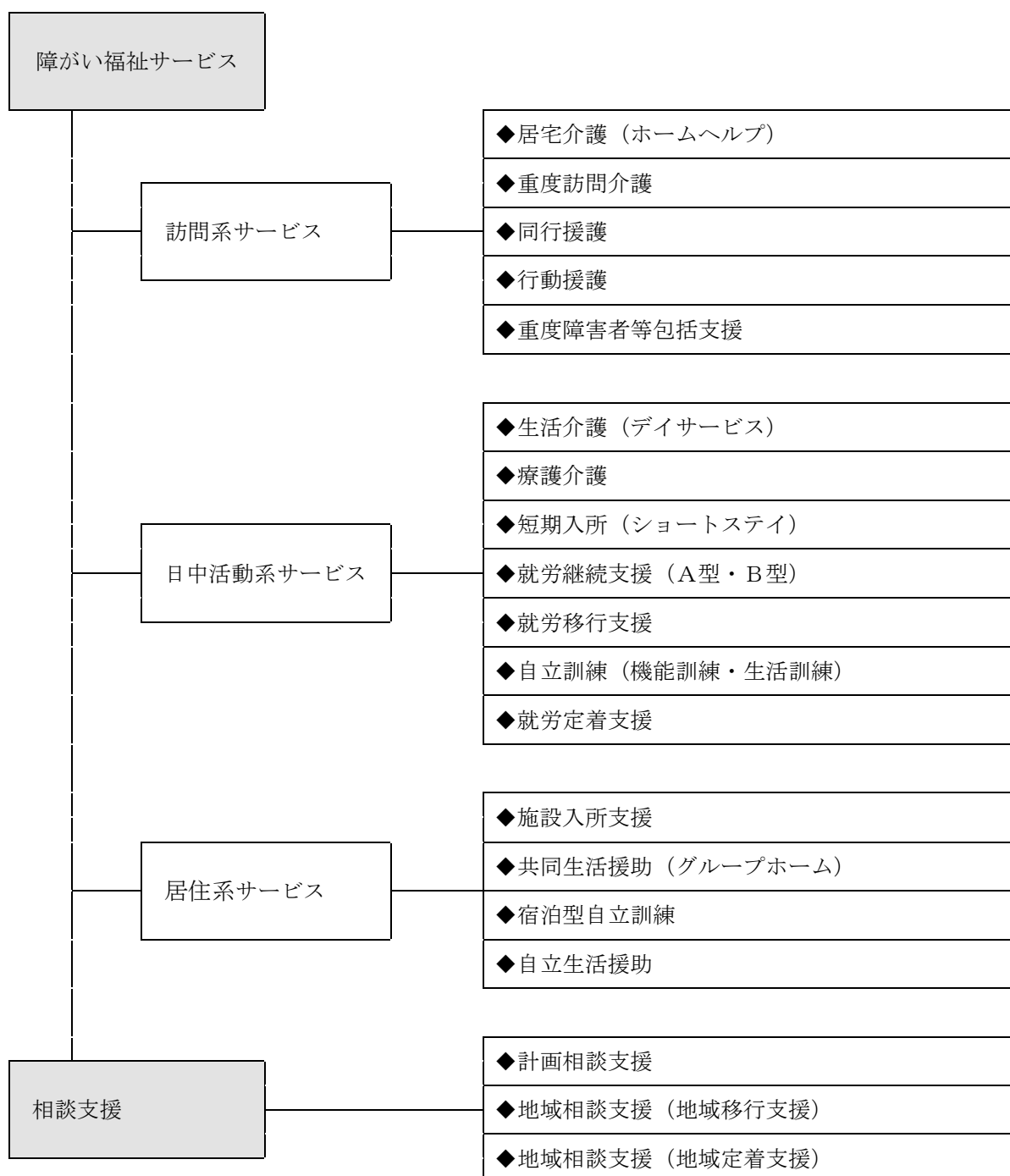
新規に利用したい時期

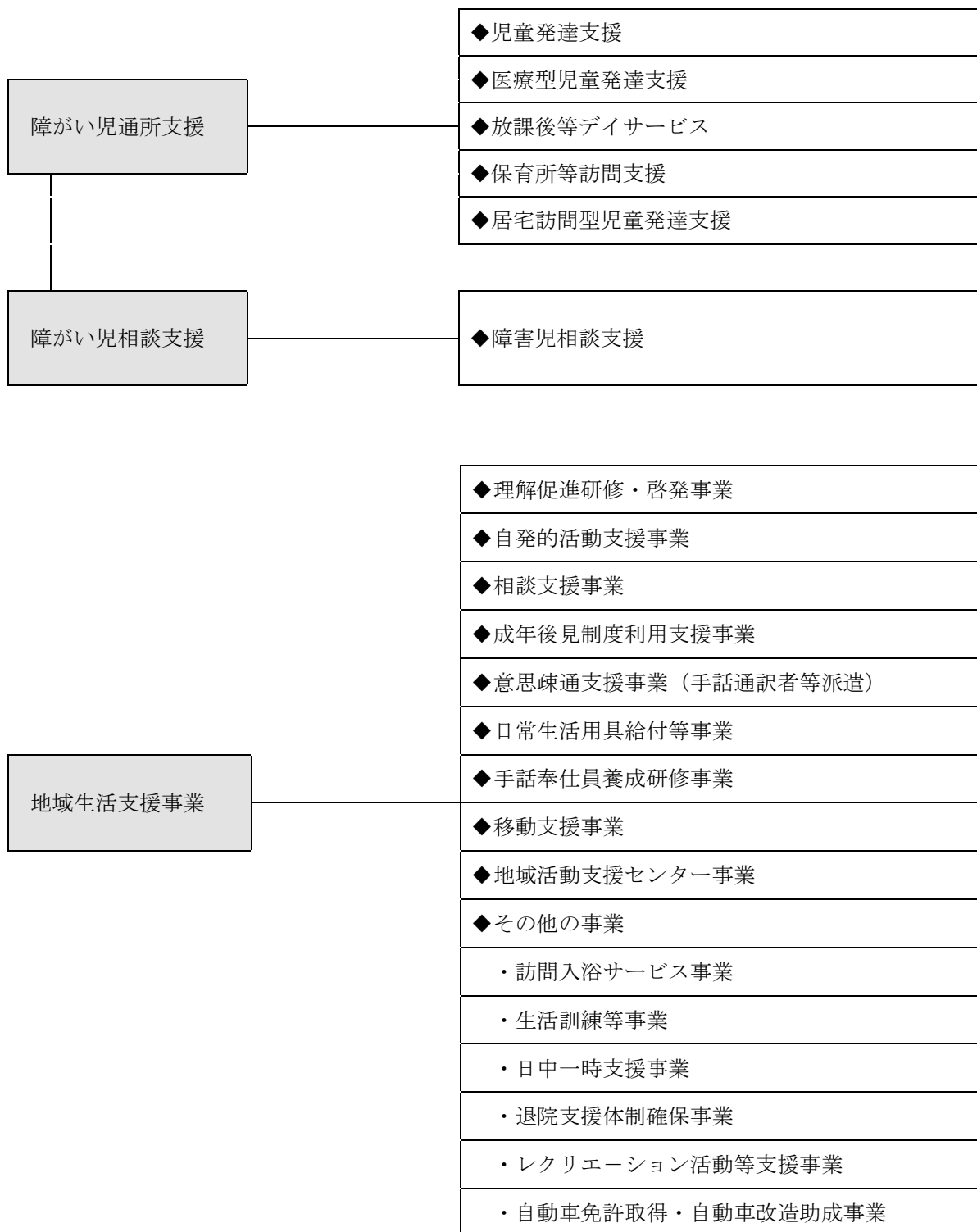


## 9 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がい者等の個々の障がい程度や勘案すべき事項（介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）を踏まえ個々に支給決定が行なわれる「障がい福祉サービス」及び「相談支援」と、利用者の状況に応じて市町村の創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

また、児童福祉法に基づき、障がい児を対象として市が提供するサービスには「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」があります。なお、「障害児入所支援」の実施主体は県となっています。







# 第2章

## 令和5年度の数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画において、必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業等の提供体制確保に係る事項について数値目標を設定します。

目標値の設定にあたっては、サービスの利用実態や令和2年度末までの実績見込み、県が示した積算の考え方及び「障がい福祉に関するアンケート調査」の結果から、福祉サービスのニーズ等の分析を行い、計画のサービス見込量（推計）に反映しました。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

地域生活の場として必要となるグループホーム等については、設置を推進する社会福祉法人等に対して必要な支援を行います。また、地域での日中活動の場として、生活介護、自立訓練等のサービスを確保します。

#### ■＜第5期計画＞実績見込み

地域生活移行者数についての第5期の実績値は、平成29年度から令和2年度までの4年間で7人（平成28年度末時点の施設入所者数73人に対して9.6%）の見込みであり、目標を達成しています。受け皿となるグループホームについては、砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）（※）内で施設整備が進みましたが、入所者の高齢化、重度化が進むなか、さらなる地域生活への移行の推進には、地域で支える体制づくり（地域生活支援拠点等の整備など）が必要です。

また、施設入所者数の削減については目標（国の基本指針2%以上）を達成する見込みです。

※ 圏域：県が設定する障害保健福祉圏域。富山県には富山圏域、高岡圏域、新川圏域、砺波圏域の4圏域があり、砺波圏域は、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成

項目	令和2年度末（H30～R2 合計） 【第5期目標値】	令和2年度末実績見込 （H30～R2 合計）
福祉施設入所者の 地域生活移行者数	7人（9.6%）	7人（9.6%）

項目	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
平成28年度末時点の施設入所者数(A)	73人	
施設入所者数(B)	71人	71人
令和2年度末の減少見込(A-B)	2人(2.7%)	2人(2.7%)

### ■＜第6期計画＞目標値

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者のうち、10人(13.9%)が地域での生活に移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数72人から3人(4.2%)減少することを目指します。

#### 【国の基本指針】

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上を削減することを基本とする。

項目	数値	考え方
【第6期目標値】 令和5年度末までの 地域生活移行者数	10人 (13.9%)	施設入所から住まいの場をグループホーム等へ移行する者の数(割合:10人÷72人)

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	72人	令和元年度末時点
令和5年度末の施設入所者数(B)	69人	令和5年度末時点
【第6期目標値】 令和5年度末の減少見込(A-B)	3人 (4.2%)	入所者の減少見込み者数 (割合:3人÷72人)

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）では、富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関と調整しながら、砺波地域障害者自立支援協議会に保健、福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は、地域全体の目標や課題を共有しながら、より強力な連携体制を取っていきます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率について、県が目標値を設定します。

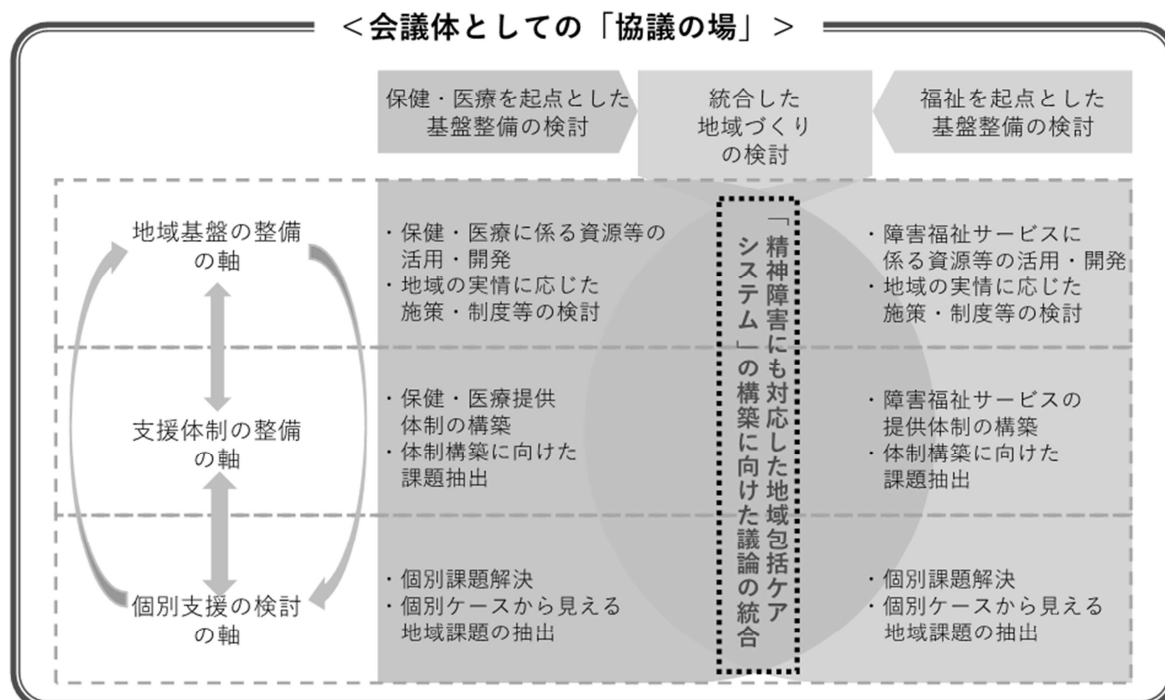
なお、県が算定した本市の令和5年度末の「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（サービス利用者数）」は21人（平成26年度末からの10年間の累計）であり、これを勘案して後述の「障がい福祉サービス等のサービス見込量」に反映させています。

### 【国の基本指針】

令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が示す式により算出される患者数を基本とする。

令和5年度における精神病床における早期退院率を、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。



出典：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータルサイトより「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019年度版）」

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

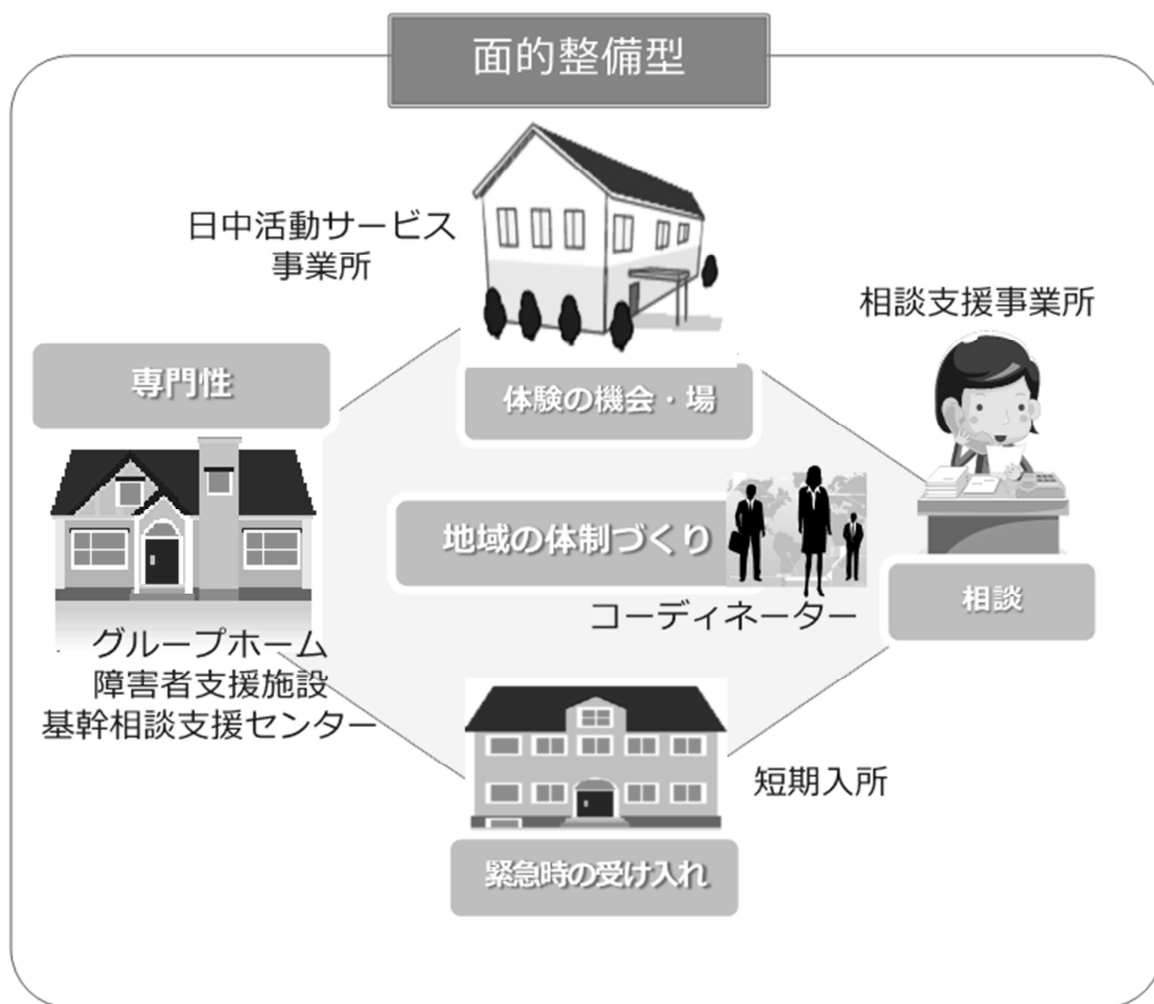
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活を支援する機能（※）として、砺波圏域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」という。）を、圏域で整備しました。

今後は、機能充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を行っていきます。

※ 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイによる緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うもの

#### 【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点等又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。



出典：厚生労働省「地域生活拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」資料

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労を目指す障がい者を支援するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと各事業所が連携し、一般企業への就労を促進するための障害者トライアル雇用事業や職場適応訓練など障がい者のニーズに応じたきめ細やかな就労支援体制の構築に努めます。

また、国等の各種助成制度の支給期間満了後も継続雇用する事業主に対し、市独自に障害者雇用奨励金の制度を設けるなど、就労後の定着支援にも努めてきたところですが、就労定着支援事業の推進など、今後も職場定着への支援の取組を行っていきます。

### ■＜第5期計画＞実績見込み

令和2年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人数は、目標値6人に対し1人、17%の達成見込となっています。また、令和2年度の就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末利用者数の12人より25%以上の増加を目標としましたが、6人と減少する見込みです。

これは、就労移行支援事業を経ずに直接A型事業所を利用する人が増加し、就労移行支援事業所の利用者が減少しているためと考えられます。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所の割合は、利用者が通所した5施設のうち1か所、20%であり、目標の50%に達していません。

項目	平成28年度 一般就労移行者数	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
一般就労移行者数	2人	6人	1人

項目	平成28年度末 就労移行支援事業 利用者数	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
就労移行支援事業の利用者数 (増加率)	12人	15人(25%増)	6人(50%減)

項目	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所の割合	50%	20%

項目	令和2年度 【第5期目標値】	令和2年度 実績見込
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%	50%

### ■＜第6期計画＞目標値

令和5年度中の福祉施設等から一般就労への移行者数を令和元年度の一般就労への移行実績6人の1.5倍とし、年間9人とします。

うち、就労移行支援事業は1.5倍の3人、就労継続支援A型事業は1.33倍の4人、就労継続支援B型事業は2倍の2人の利用を目指します。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用すること、また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを、それぞれ目指します。

#### 【国の基本指針】

令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般就労に移行する者の数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	数値	考え方
令和元年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	6人	令和元年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数	9人	令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.5倍】

項目	数値	考え方
令和元年度の就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	2人	令和元年度において、就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	3人	令和5年度において、就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.5倍】

項目	数値	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	3人	令和元年度において、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	4人	令和5年度において、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.33倍】

項目	数値	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	1人	令和元年度において、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数
【第6期目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	2人	令和5年度において、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの2倍】

項目	数値	考え方
【第6期目標値】令和5年度に就労定着支援事業を利用して一般就労に移行する者の割合	70%	令和5年度において就労定着支援事業を利用して一般就労に移行する者の割合

項目	数値	考え方
【第6期目標値】令和5年度の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%	就労移行支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所の割合

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

市においては、児童発達支援センター「わらび学園」が砺波広域圏（砺波市・南砺市）内に設置されており、保育所等訪問支援も実施しています。今後は、砺波圏域（砺波市・小矢部市・南砺市）の障がい児等の中核的な療育支援施設として、機能拡充を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域内にないため、事業所に開設について働きかけ、令和5年度末までに1か所設置することを目指します。

また、砺波地域障害者自立支援協議会に設置した医療的ケア児（※）支援のための協議の場及び圏域に配置した医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心に医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等との連携に努めます。

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいいます。

### 【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及び、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

市町村単独での設置や確保が困難な場合には、圏域での設置や確保で差し支えない。

項目	数値 【第6期目標値】	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	砺波圏域に設置済み（「わらび学園」）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	○	砺波圏域に構築済み（「わらび学園」）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	令和5年度末までに砺波圏域に設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和5年度末までに砺波圏域に設置
医療的ケア児支援のための関係機関等の連携を図るための協議の場	○	砺波地域障害者自立支援協議会（障害児部会）に設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	○	砺波圏域内の各相談支援事業所等に配置済み



## 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和2年5月に設置した砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保していきます。

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針（別表第一の九）に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	数値 【第6期目標値】	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	○	基幹相談支援センターにおいて実施

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握と障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行うとともに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、基本指針（別表第一の十）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	数値 【第6期目標値】	考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○	令和5年度末までに構築

## 8 障がい福祉サービス等のサービス見込量

### (1) 訪問系サービス

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施する「居宅介護（ホームヘルプ）」等のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりです。

#### ■サービスの内容

サービス名		内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

## ■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 (ホームヘルプ)							
重度訪問介護	利用者数	33人	28人	37人	27人	40人	32人
同行援護							
行動援護	利用量(※)	467時間	497時間	527時間	528時間	563時間	629時間
重度障害者等 包括支援							

※ 利用量＝利用者数×1人当たりの利用量

## ■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)				
重度訪問介護	利用者数	34人	36人	38人
同行援護				
行動援護	利用量(※)	666時間	705時間	745時間
重度障害者等 包括支援				

※ 利用量＝利用者数×1人当たり利用量

## ■サービス見込量を確保するための方策

障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。居宅介護（ホームヘルプ）については、精神障がい者の退院後の生活を支援するための利用や高齢者の介護保険サービスと併給しての利用等が増えてきており、必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、相談支援事業所等と連携を図り、適切なサービス提供に努めます。

また、同行援護や行動援護等については、サービス内容や対象者などについて情報提供を行うとともに、サービス事業者の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

日中の活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施する「生活介護」等のサービスと、「訓練等給付」として実施する「自立訓練（機能訓練）」等のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりです。

## ■ サービスの内容

サービス名		内容
介護給付	生活介護 (デイサービス)	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病等対象者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続支援 (B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が困難になった人、就労移行支援事業を利用したが、就労継続支援B型の利用が適切と判断された人を対象とします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護 (デイサービス)	利用者数	131人	126人	133人	121人	135人	121人
	利用延日数	2,470日	2,223日	2,527日	2,273日	2,565日	2,384日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	利用延日数	8日	0日	8日	0日	8日	0日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	7人	4人	8人	1人	9人	2人
	利用延日数	77日	59日	88日	19日	99日	16日
就労移行支援	利用者数	13人	12人	14人	8人	15人	6人
	利用延日数	299日	171日	322日	128日	345日	78日
就労継続支援 (A型)	利用者数	68人	61人	75人	59人	79人	74人
	利用延日数	1,564日	1,176日	1,725日	1,222日	1,817日	1,384日
就労継続支援 (B型)	利用者数	59人	62人	60人	61人	61人	72人
	利用延日数	1,003日	1,042日	1,020日	1,049日	1,037日	1,210日
就労定着支援	利用者数	2人	2人	3人	2人	4人	2人
療養介護	利用者数	16人	16人	17人	16人	17人	17人
短期入所 (福祉型)	利用者数	25人	13人	29人	10人	33人	11人
	利用延日数	125日	115日	145日	86日	165日	87日
短期入所 (医療型)	利用者数	4人	2人	4人	4人	4人	2人
	利用延日数	20日	16日	20日	24日	20日	6日

## ■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護 (デイサービス)	利用者数	122人	123人	124人
	利用延日数	2,415日	2,435日	2,455日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	1人	1人
	利用延日数	8日	8日	8日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	3人	5人	7人
	利用延日数	45日	75日	105日
就労移行支援	利用者数	7人	8人	8人
	利用延日数	91日	104日	104日
就労継続支援 (A型)	利用者数	75人	76人	77人
	利用延日数	1,400日	1,420日	1,440日
就労継続支援 (B型)	利用者数	73人	74人	75人
	利用延日数	1,226日	1,244日	1,262日
就労定着支援	利用者数	3人	4人	5人
療養介護	利用者数	17人	17人	18人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	12人	13人	14人
	利用延日数	96日	104日	112日
短期入所 (医療型)	利用者数	4人	4人	4人
	利用延日数	20日	20日	20日

### ■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等が地域で安心して生活するために、日中活動の場の充実を図ります。また、相談支援事業者等と連携して、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者がサービスを受けられるよう事業者情報等を提供します。

令和2年12月末現在、市内で日中活動系サービスを提供する事業所は、生活介護が12か所、就労移行支援が1か所、就労継続支援A型が4か所、就労継続支援B型が3か所となっています。

生活介護については、サービス提供事業所12か所のうち10か所が障がい福祉サービスの基準該当事業所(※)として、介護保険のデイサービス事業所が実施しており、今後も事業所の確保に努めます。

就労移行支援や就労継続支援に関しては、砺波地域障害者自立支援協議会をはじめ、地域の関係機関や団体と連携しながら雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保についても留意します。

就労定着支援については、障害者就業・生活支援センター等が同様の支援に取り組むとともに、就労移行支援事業所等によるサービス提供体制の整備に努めます。

短期入所については、今後も身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

※ 基準該当事業所とは、介護保険のデイサービス事業所等の指定事業所などで、市が障がい福祉サービスの基準を満たすと認める事業所

### (3) 居住系サービス

住まいの場となる「居住系サービス」には、「介護給付」として実施する「施設入所支援」と、「訓練等給付」として実施する「共同生活援助（グループホーム）」等があり、各サービス内容は次のとおりです。

#### ■ サービスの内容

サービス名		内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する障がい者等につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がい者等につき、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居（※）があります。
	宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者を対象に、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練や支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、地域生活の支援を行います。利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

※ 入居定員を1人とするサテライト型住居については、単身等で生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

## ■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
施設入所支援	73人	70人	72人	72人	71人	71人
共同生活援助 (グループホーム)	36人	38人	39人	39人	42人	43人
宿泊型自立訓練	7人	2人	8人	1人	9人	1人
自立生活援助	2	0人	2人	0人	3人	0人

## ■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	71人	70人	69人
共同生活援助 (グループホーム)	44人	44人	44人
宿泊型自立訓練	2人	2人	2人
自立生活援助	1人	1人	1人

## ■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等の地域移行を促進するためには、共同生活援助（グループホーム）を中心とした住まいの場の確保が重要です。市内には、令和2年12月末現在、共同生活援助（グループホーム）6か所と宿泊型自立訓練1か所がありますが、今後も入所施設等からの地域生活への移行の受け皿として、また、障がい者等やその親の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、親なき後の自立を支援する受け皿として、グループホームの整備に対して支援し、住まいの場の確保に努めます。

自立生活援助については、施設等からの地域移行者に限らず、地域での一人暮らしを希望する障がい者を広く支援できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

また、施設入所支援については、サービスが必要な障がい者等が継続して利用できるよう努めます。



#### (4) 相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者等の計画相談支援を提供します。

また、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域移行・地域定着支援の個別給付化により、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った支援を提供します。

##### ■ サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	<p>○サービス利用支援</p> <p>障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続サービス利用支援</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。</p>
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

##### ■ <第5期計画>各年度末の実績（1か月当たり）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	56人	75人	58人	85人	60人	82人
地域相談支援 (地域移行支援)	2人	1人	2人	0人	2人	0人
地域相談支援 (地域定着支援)	2人	0人	2人	1人	3人	0人

## ■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	84人	86人	88人
地域相談支援 （地域移行支援）	2人	2人	2人
地域相談支援 （地域定着支援）	1人	2人	2人

## ■サービス見込量を確保するための方策

障がい福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成が必須となっています。その人の障がい特性やニーズを十分把握した上で、さまざまな福祉サービスを組み合わせることで、切れ目のない支援が行えるよう、利用者等への情報提供を行います。

また、砺波地域障害者自立支援協議会を通じ、地域の事業者等との連携を図るとともに、砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援の質の向上や相談支援体制の強化に努めます。

## 9 児童福祉法による障がい児支援のサービス見込量

児童福祉法に基づく、障がい児を対象とした通所サービスについて、見込量やその確保策を定めるものです。障害者総合支援法に基づく居宅サービスと一体的に利用することができます。なお、入所サービスは「障害児入所支援」として県が実施主体となっています。

### ■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な子どもに対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	<p>○障害児支援利用援助</p> <p>障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続サービス利用支援</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

施設種別	内容
児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施する施設です。

## ■＜第5期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用者数	44人	40人	46人	34人	48人	36人
	利用延日数	572日	421日	598日	367日	624日	407日
医療型児童発達支援	利用者数	4人	2人	5人	3人	6人	3人
	利用延日数	40日	20日	50日	16日	60日	16日
放課後等デイサービス	利用者数	56人	43人	68人	49人	80人	71人
	利用延日数	728日	513日	816日	509日	960日	611日
保育所等訪問支援	利用者数	14人	0人	15人	0人	16人	6人
	利用延日数	14日	0日	15日	0日	16日	17日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	利用延日数	0日	0日	0日	0日	1日	0日
障害児相談支援	利用者数	26人	33人	28人	33人	30人	40人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーター	配置人数 (砺波圏域)	0人	0人	1人	4人	2人	10人

## ■＜第6期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	37人	38人	39人
	利用延日数	418日	430日	440日
医療型児童発達支援	利用者数	4人	4人	4人
	利用延日数	22日	22日	22日
放課後等デイサービス	利用者数	74人	76人	79人
	利用延日数	636日	654日	680日
保育所等訪問支援	利用者数	7人	8人	8人
	利用延日数	20日	23日	23日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
	利用延日数	1日	1日	1日
障害児相談支援	利用者数	48人	55人	62人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーター	配置人数 (砺波圏域)	11人	12人	13人

**■サービスを確保するための方策**

集団生活への適応訓練等の支援が必要な児童が早い段階でサービスが利用できるよう、健康センターやこども課等の関係部署と引き続き連携を図っていきます。

また、圏域では発達障がいの専門機関や医療機関が不足している等の課題がありますが、児童発達支援センター「わらび学園」を中心として、障がい児が身近な地域で、障がいの種別に関わりなく適切な支援が受けられるよう努めます。

特に、重症心身障がい児等が放課後等デイサービスを利用したり、外出が困難な場合に居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制や、医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターを配置し、関係機関と連携して圏域内の体制整備に努めます。

放課後等デイサービスについては、介護保険のデイサービス事業所等が障がい福祉サービスの基準該当事業所として実施してきましたが、令和元年度以降、新規の事業所が市内で2か所開設されました。今後も利用量の大幅な増加が見込まれることから、実施事業所の確保のための開設の働きかけや、研修機会の提供等による人材育成支援に努めます。

## 10 その他の活動指標

### (1) 発達障がい児に対する支援

ペアレントトレーニング（※）やペアレントプログラム（※）等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで支援を受けることができる体制づくりを行います。

また、発達障がい児の保護者の悩みや孤立感を軽減し、共感的なサポートを行うペアレントメンター（※）の育成を目指します。

#### ■見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

※ ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

※ ペアレント・プログラムとは、子どもの姿を「行動で見る」「行動で考える」ことで、子どものいいところに気づき、ほめ上手になることを目指す、保護者向けのプログラムです。

※ ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

砺波地域障害者自立支援協議会に設置した保健、福祉関係者による協議の場において、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関と連携を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援・共同生援助・自立生活援助等の障がい福祉サービスの利用を促進し、精神障がい者の地域定着を目指します。

#### ■見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（砺波圏域）	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数（砺波圏域）	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（砺波圏域）	1回	1回	1回

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数 (1か月当たり)	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数 (1か月当たり)	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数 (1か月当たり)	15人	15人	15人
精神障がい者の自立生活援助利用者数 (1か月当たり)	1人	1人	1人

### (3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者に対する総合的・専門的な相談支援の実施、人材育成、地域の相談機関との連携強化に取組み、地域の相談支援体制の強化に努めます。

#### ■見込量（砺波圏域）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	320件	320件	320件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回

### (4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県や基幹相談支援センター等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加しスキルアップを図ります。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し分析した結果を事業所や関係自治体等と共有し、請求事務の適正化と効率化を図ります。

#### ■見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する回数	1回	1回	1回

## 1.1 地域生活支援事業のサービス見込量

地域生活支援事業は、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的として、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### ■事業内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

#### ■＜第5期計画＞各年度の実績（実施の有無）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○	○

#### ■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施の有無）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	○	○	○

#### ■サービス見込量を確保するための方策

平成26年度から、砺波市社会福祉協議会に委託して小学生を対象とした障がいの理解を深める教室や市民を対象とした障がい者を理解するための講座、障がい者等との交流活動を行っています。

国では、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、県においても、平成26年12月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が制定され、ともに平成28年4月から施行されました。

障がい者等に対する理解を深め、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるために、今後とも、こどもから大人までの幅広い市民を対象とした研修会等の実施や障がい者等との交流活動の他、事業所訪問や広報活動等を行い、障がいに対する理解の推進と啓発に努めます。



## (2) 自発的活動支援事業

## ■事業内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等や家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（実施の有無）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自発的活動支援事業	○	○	○	○	○	○

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施の有無）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	○	○	○

## ■サービス見込量を確保するための方策

自発的活動支援事業には、障がい者等や家族が互いの悩みを共有するピアサポートや障がい者等に対するボランティア活動支援などがあります。

障がい者等の家族が取り組むボランティア活動等について継続して支援を行い、共生社会の実現を目指します。

## (3) 相談支援事業

## ■事業内容

事業名	内容
相談支援事業	<p>○相談支援 障がい者、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会と連携し、地域の相談支援体制やネットワークの充実に努めます。</p> <p>○基幹相談支援センターの設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組等を検討します。</p>

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（実施箇所）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業者（※）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター （設置の有無）	×	×	×	×	○	○

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施箇所）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業者（※）	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター （設置の有無）	○	○	○

※ 砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）内の指定一般相談支援事業者の数

## ■サービス見込量を確保するための方策

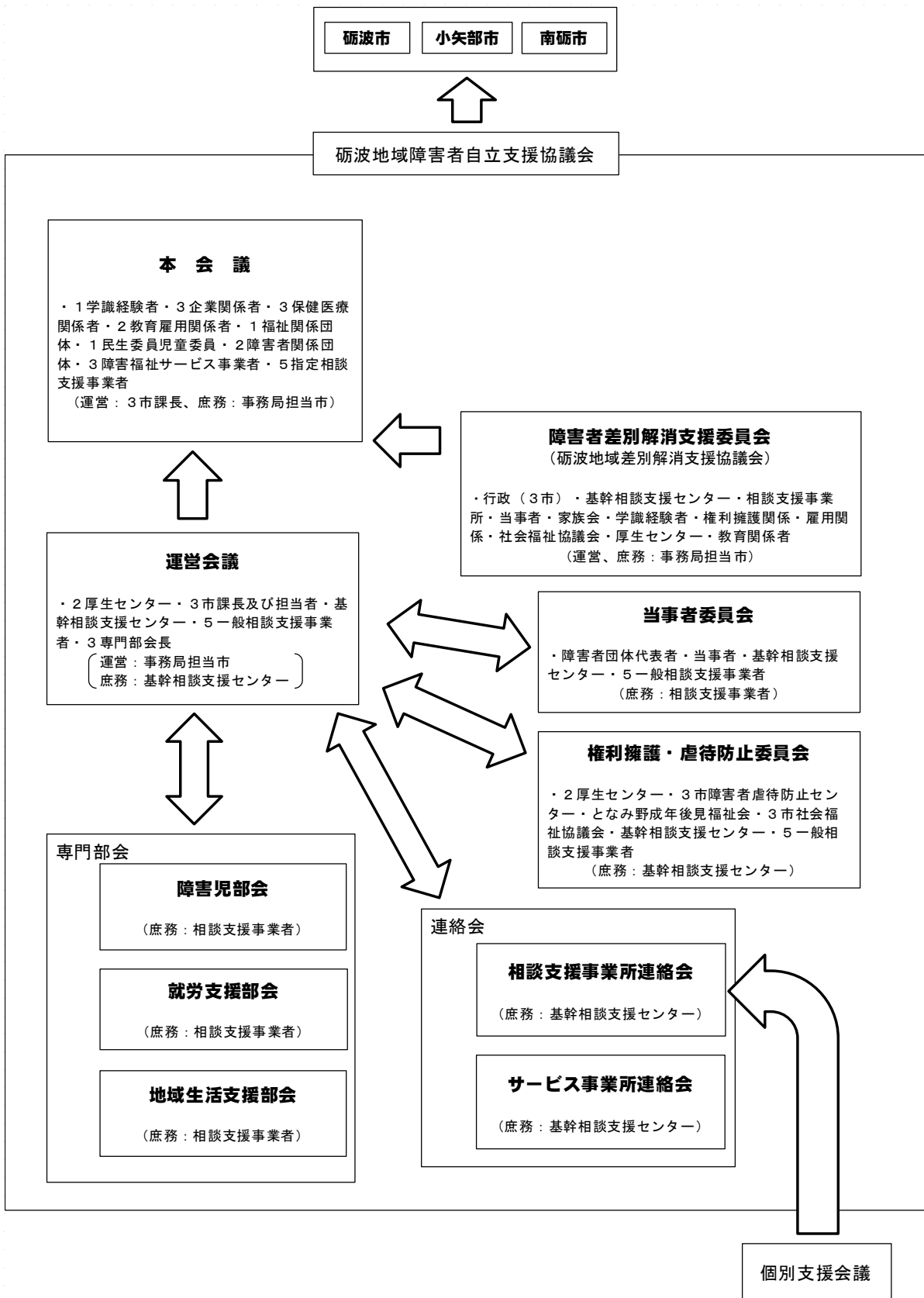
相談支援事業は、障がい福祉サービスの支給決定やサービス利用におけるケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たしています。障がい者等や家族が身近なところで相談できるよう、相談支援事業者に引き続き委託して実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、砺波地域障害者自立支援協議会を砺波圏域3市（砺波市、小矢部市、南砺市）で平成19年10月に設立し、地域の関係機関との連携強化に努めています。今後も引き続き地域の課題を明らかにし、それを施策に反映していけるよう協議していきます。

さらに、令和2年5月に設置した地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化を図ります。

砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制

砺波市・小矢部市・南砺市



## (4) 成年後見制度利用支援事業

## ■事業内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。また、市長申立て等必要な支援を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間の利用人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	1人	0人	2人	1人	2人	1人

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間の利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人

## ■サービス見込量を確保するための方策

身寄りがない等の理由で成年後見等の申立てができない知的障がい者又は精神障がい者については、市長が申立てを行う等必要な支援を行います。また、申立に要する費用や後見人等の報酬等助成制度の周知に努めます。

平成31年4月に設置した呉西地区成年後見センターの周知及び市民後見人の養成に取り組むなど、砺波市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用を支援するための体制の充実に努めます。

## (5) 意思疎通支援事業

## ■事業内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ派遣件数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	30件	29件	30件	12件	30件	10件

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ派遣件数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣)	24件	24件	24件

## ■サービス見込量を確保するための方策

手話通訳者や要約筆記者派遣事業は、富山県聴覚障害者協会に委託して実施しています。協会との連携を図り、各種イベントや大会等で手話通訳者や要約筆記者を設置してもらうよう事業の周知やサービス利用の促進に努めます。

## (6) 日常生活用具給付等事業

## ■事業内容

事業名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間件数）

種 目	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護・訓練支援用具	4件	5件	4件	6件	4件	6件
自立生活支援用具	5件	5件	5件	3件	5件	4件
在宅療養等支援用具	10件	5件	11件	2件	12件	4件
情報・意思疎通支援用具	4件	2件	5件	9件	5件	3件
排せつ管理支援用具	1,050件	1,104件	1,100件	1,122件	1,150件	1,130件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	0件	1件	0件	1件	0件

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間件数）

種 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	5件	6件	7件
情報・意思疎通支援用具	5件	5件	5件
排せつ管理支援用具	1,200件	1,250件	1,300件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件

## ■サービス見込量を確保するための方策

在宅での生活に必要な日常生活用具の給付を促進するため、積極的に事業の周知に努めます。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

## ■事業内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進等のため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成講習会を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（養成講習修了人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（※）	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話奉仕員養成研修事業	24人	25人	24人	23人	24人	0人

※令和2年度の養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（養成講習修了人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	24人	24人	24人

## ■サービス見込量を確保するための方策

手話奉仕員養成講習会は、砺波市社会福祉協議会に委託して、初心者を対象とした「入門コース」と入門コース修了者等を対象とした「基礎コース」を実施しています。

引き続き砺波市社会福祉協議会との連携を図り、事業の周知に努め、受講者数の増加と、修了者数の増加を目指します。また、活動の場として聴覚障がい者等との交流促進を図ります。

## (8) 移動支援事業

## ■事業内容

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間実利用者数、延べ利用時間数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業 （実利用者数）	22人	14人	24人	10人	26人	10人
移動支援事業 （延べ利用時間数）	660時間	741時間	720時間	543時間	780時間	308時間

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間実利用者数、延べ利用時間数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業（実利用者数）	13人	14人	15人
移動支援事業（延べ利用時間数）	650時間	700時間	750時間

## ■サービス見込量を確保するための方策

事業の周知を図り、屋外での移動が困難な障がい者等の社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出に対して支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進に努めます。



## (9) 地域活動支援センター

## ■事業内容

事業名	内容
地域活動支援センター	障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間利用者数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域活動支援センター （市内事業所利用者数）	1か所 75人	1か所 78人	1か所 80人	1か所 70人	1か所 85人	1か所 70人
地域活動支援センター （他市事業所利用者数）	2か所 40人	2か所 31人	2か所 40人	2か所 33人	2か所 40人	2か所 30人

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施箇所数、年間利用者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター （※市内事業所利用者数）	1か所 70人	1か所 75人	1か所 80人
地域活動支援センター （※他市事業所利用者数）	2か所 40人	2か所 40人	2か所 40人

※ 市内事業所1か所は地域活動支援センターとなみ野、他市事業所2か所は地域活動支援センターひまわり（小矢部市）と地域活動支援センターピアサポートあい（南砺市）です。

## ■サービス見込量を確保するための方策

地域活動支援センターとなみ野に委託して、障がい者等の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図っています。

また、機能強化事業として、地域住民ボランティアの育成や障がいに対する理解促進の普及啓発等の事業を行っています。引き続き、事業の周知を図り、地域との連携等体制の整備に努めます。

## (10) その他の事業（任意事業）

## ①訪問入浴サービス事業

## ■事業内容

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ利用回数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴サービス事業	72回	69回	108回	99回	180回	105回

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ利用回数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	108回	120回	132回

## ■サービス見込量を確保するための方策

支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう事業の周知を図るとともに、事業者の確保に努めます。

## ②生活訓練等事業

## ■事業内容

事業名	内容
生活訓練等事業	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活訓練等事業	295人	241人	300人	252人	305人	200人

### ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等事業	260人	265人	270人

### ■サービス見込量を確保するための方策

生活訓練等事業は、障がい者等の自立に必要な技能等をさまざまな活動を通して身につけていただくために、砺波市社会福祉協議会に委託して、書道教室、宿泊学習訓練、調理実習、フラワーアレンジメント教室等を行っています。引き続き、事業の周知を図り、障がい者等の自立した日常生活を支援します。

## ③日中一時支援事業

### ■事業内容

事業名	内容
日中一時支援事業	障がい者等に対して、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練などを行います。

### ■＜第5期計画＞各年度の実績（実施箇所数、年間実利用者数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業 （実施箇所数）	23か所	25か所	24か所	26か所	24か所	27か所
日中一時支援事業 （実利用者数）	30人	22人	35人	21人	40人	17人

### ■＜第6期計画＞各年度の見込み（実施箇所数、年間実利用者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業 （実施箇所数）	27か所	28か所	28か所
日中一時支援事業 （実利用者数）	18人	19人	20人

### ■サービス見込量を確保するための方策

日中一時支援事業は、障がい福祉サービス事業所のほか介護保険のデイサービス事業所等とも委託契約を結び、令和2年12月末現在27か所の事業所で実施しています。引き続き事業の周知を図り、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族等介護者の一時的な負担軽減を図ります。

## ④レクリエーション活動等支援事業

## ■事業内容

事業名	内容
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間延べ人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（※）	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
レクリエーション活動等支援事業	150人	116人	150人	107人	150人	0人

※令和2年度の養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間延べ人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援事業	150人	150人	150人

## ■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等がスポーツを通じて体力の増進を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的に、砺波市身体障害者協会に委託して、継続して障がい者スポーツ大会を開催します。

なお、障がい者等のレクリエーション活動については、理解促進研修・啓発事業の一つとして、障がいのある人もない人も一緒に活動する交流事業を実施しています。

## ⑤自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

## ■事業内容

事業名	内容
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	身体障がい者を対象に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## ■＜第5期計画＞各年度の実績（年間人数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	4人	改造2人	4人	0人	4人	改造1人

## ■＜第6期計画＞各年度の見込み（年間人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	4人	4人	4人

## ■サービス見込量を確保するための方策

自動車運転免許取得事業については、市内の自動車学校に委託して、対象者へ教習費用の一部を助成します。また、自動車改造助成事業については、個別に費用の一部を助成します。身体障がい者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、事業の周知を図ります。

# 第3章

## 計画の推進

---

### 1 計画の達成状況の点検・評価と見直し

本計画の目標達成のために、各年度において、事業の実施状況・達成状況等を市の関係部署をはじめ、砺波地域障害者自立支援協議会等において調査、分析、評価等を行い、必要に応じて計画や計画の推進方策の見直しを行います。

### 2 関係機関等との連携

障がいのある方の地域生活への移行を進めるためには、相談支援事業を中心とした福祉サービスのネットワークの構築が必要不可欠であり、砺波地域障害者自立支援協議会や富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

また、就労支援などを進めるためには、障がい者等の特性と企業のマッチングが重要であり、関係機関・団体、民間企業と連携しながら、計画の推進を図ります。

### 3 国・県の制度との調整

計画を推進するにあたっては、今後の国・県の制度の動向などに留意が必要となるため、制度改正などの状況を踏まえて、施策を展開していきます。

# 附属資料





〔資料1〕 障がい福祉計画策定委員会等開催状況

1 策定委員会

	開催日	内 容
第1回	令和2年11月27日	現状と分析及び策定方針について
第2回	令和3年1月15日	計画（素案）の審議

2 幹事会

	開催日	内 容
第1回	令和2年10月22日	現状と分析及び策定方針について
第2回	令和2年12月18日	計画（素案）の審議

3 その他

実施日	内 容
令和2年5月8日～5月31日	障がい福祉に関するアンケート調査の実施
令和3年2月1日～2月15日	パブリックコメント (案をホームページに掲載)

〔資料2〕 砺波市障がい福祉計画策定委員等名簿

1 策定委員会委員（16人）

役職	所 属	役職等	氏 名
委員長	富山福祉短期大学	教 授	鷹 西 恒
副委員長	富山県砺波厚生センター	所 長	垣 内 孝 子
委 員	砺波市地区自治振興会協議会	会 長	井 上 五三男
〃	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	小 森 兼 重
〃	社会福祉法人砺波市社会福祉協議会	会 長	老 健
〃	砺波市身体障害者協会	会 長	山 下 鉄 彦
〃	砺波市手をつなぐ育成会	会 長	大 屋 靖 久
〃	社会福祉法人わらび学園	相 談 支 援 専 門 員	小 原 香 織
〃	社会福祉法人たびだちの会 ワークハウスとなみ野	管 理 者	山 本 真由美
〃	社会福祉法人溪明会	砺波エリア マネージャー	土 山 美由紀
〃	砺波地域福祉事業所大空と大地のぽぴー村	所 長	宮 崎 弘 美
〃	富山県立となみ総合支援学校	校 長	目 澤 浩 美
〃	砺波市小・中学校長会	代 表	広 橋 里 志
〃	砺波医師会	代 表	福 井 靖 人
〃	砺波市歯科医師会	会 長	田 守 徳 樹
〃	砺波公共職業安定所	統括職業 指 導 官	原 伸 光

2 幹事会委員（18人）

No	所属・職名	氏名
1	副市長	齊藤 一夫
2	福祉市民部長	黒河 英博
3	企画調整課長	高畑 元昭
4	総務課長	坪田 俊明
5	社会福祉課長	袴谷 敏実
6	高齢介護課長・地域包括支援センター所長	島田 達男
7	健康センター所長	中田 実
8	庄川健康プラザ所長	川島 ひとみ
9	市民課長	松澤 由美子
10	生活環境課長	安地 亮
11	商工観光課長	大浦 信雄
12	土木課長	栄前田 龍平
13	都市整備課長	金森 賢一郎
14	教育総務課長	河合 実
15	こども課長	横山 昌彦
16	生涯学習・スポーツ課長	三井 康司
17	市立砺波総合病院総務課長	嶋村 明
18	社会福祉協議会総務課長・地域福祉課長	藤森 俊行

### 〔資料3〕 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱

※本要綱を準用し、砺波市障がい福祉計画策定委員会を設置しました。

(設置)

第1条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。(組織)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) 医療の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成20年砺波市告示第55号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年砺波市告示第117号)

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

# 用語解説

## あ行・か行

### グループホーム

グループホーム（共同生活援助）は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障がいのある人を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

### 心の健康センター

富山県の精神保健福祉に関する総合的技術センターであり、厚生センター等関係機関への技術指導や技術援助、教育研修、調査研究などの業務を行っているほか、県民を対象に、精神保健福祉に関する相談や診療、ストレス対策事業、精神科デイケアを行っています。

### 雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を雇用しなければならないこととされています。

事業主区分		～令和3年2月28日	令和3年3月1日～
民間企業	一般の民間企業	2.2%	2.3%
	特殊法人等	2.5%	2.6%
国及び地方公共団体	国、地方公共団体	2.5%	2.6%
	一定の教育委員会	2.4%	2.5%

## さ行

### サービス等利用計画

障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者について、相談支援専門員（障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行う資格を持つ者）が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等を検討し作成する計画です。定期的に計画の見直し（モニタリング）を行います。

### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、厚生労働省令が定める期間（標準利用期間：2年間）にわたり、職場実習など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

### 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

### 宿泊型自立訓練施設

知的障がい者、精神障がい者が、居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行う施設です。

### 障がい者ケアマネジメント

障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

### 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施します。

### ショートステイ（短期入所）

在宅障がい児（者）を介護している保護者等が病気などの理由により一時的に介護が困難になった場合に、障がい児（者）を一時的に障がい児（者）施設に受け入れ、必要な介護などを行うことをいいます。

### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する手帳です。手帳の交付を受けるには、知事が指定した専門医（指定医）の診断書と写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

### 障害者職業センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している施設で、公共職業安定所と密接に連携しながら、障がい者に対して職業評価、職業指導、ジョブコーチ（障がい者が職場に円滑に適応できるよう、職場に出向いて障がい者に対する直接的・専門的支援等を行う）による支援事業等、障がいの種類や程度に応じた具体的な援助を行うとともに、事業主に対しても雇用管理に関する助言・援助を行っています。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付され、手帳の交付を受けた者に対し、各種の支援策を講じることにより、精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の交付を受けるには、医師の診断書または障害年金の年金証書の写しを添えて居住地の市町村役場に申請することが必要です。

### 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉・保健医療サービスを提供する者との連携や調整その他の援助を行うことを業務内容としています。

### スクールカウンセラー

専門的な心理学知識や心理援助知識を有し、各教育機関において児童・生徒・学生の不登校や校内・学内での種々の問題行動等の対応など、心理相談業務に従事する心理職専門家のことをいいます。

### スクールソーシャルワーカー

児童相談所を始めとした行政機関や社会資源などの外部機関と教育機関との連携環境の構築、あるいは保護者の経済状況や就労状況などの生活面で、特に重大な困難や福祉的援助の必要性が認められる家庭への、社会保障・生活保護提供などを含めた自立支援相談を行なう専門家のことをいいます。

### スタディメイト

小学校の普通の学級に在籍している学習障がい（LD）（※1）や注意欠陥／多動性障がい（ADHD）（※2）、高機能自閉症（※3）などの子どもたちが、学校の中で友達と仲良く遊んだり勉強したり、楽しい学校生活を送ることができるよう子どもたちの支援をする支援員のことをいいます。

(※1) 学習障がい (LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

(LD=Learning Disabilities)

(※2) 注意欠陥／多動性障がい (ADHD)

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

(ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

(※3) 高機能自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

## 生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付を行う制度で、富山県社会福祉協議会が実施しています。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力に欠ける成年者を保護するための制度で、平成11年の民法改正により、従来の禁治産・準禁治産制度を後見・保佐の制度に改め、新たに軽度の精神上的の障がいがある者を対象とする補助の制度が創設されました。

## 相談支援事業

一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業があります。

一般相談支援事業は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に必要な支援を行う「地域移行支援」と、退所・退院した方で地域生活が不安定な方に対し地域生活を継続していくための支援を行う「地域定着支援」を実施します。

特定相談支援事業と障害児相談支援事業は、障がい福祉サービス等利用計画についての相談及び作成の支援をし、障がい者（児）の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けての支援を実施します。



**た行****地域総合福祉推進事業（ケアネット型事業）**

小地域（概ね小学校区）を単位として、乳幼児から高齢者までの要支援者一人ひとりを対象に、その地域住民と医療、保健、福祉関係者が一体となり、見守りや話し相手など制度化されていないサービスを（必要に応じて）提供し、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めようとするものです。

**地域リハビリテーション**

障がいのある人や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動をいいます。

**デイサービス**

在宅障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図るため、通所により創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することをいいます。

**特別支援学校**

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識能力を授けることを目的とする学校です。学校教育法の改正により、平成19年4月から、これまで障がい種別ごとに設置されていた盲、聾、養護学校の制度が、複数の障がいに対応することができる特別支援学校の制度に転換されました。

**な行****日常生活自立支援事業**

判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、富山県社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

**日常生活用具**

在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図るために給付又は貸与する用具のことで、浴槽、便器、ストマ（蓄便、蓄尿袋）などがあります。

## は行

### ハローワーク

公共職業安定所、略称「職安」の愛称。国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保する事を目的とした施設です。

### バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を営むうえで、障がいとなる物理的、制度的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことをいいます。

### ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

### ホームヘルプサービス

在宅の障がい者の家庭をホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除等の家事援助など、日常生活を営むために必要なサービスを提供することをいいます。

### 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を断続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりのためのサービスです。

### 補装具

身体障がい児（者）の失われた身体機能を補い、職業その他日常生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いすなどがあります。

## や行

### ユニバーサルデザイン

建築物や製品等について、身体の障がいや年齢など個人差に関係なく、はじめから誰もが使いやすいように考慮されたデザインをいいます。

## ら行

## ライフステージ

人の一生を幼児期・学齢期・青（壮）年期・高齢期などに分けた、それぞれの段階のことをいいます。

## 療育手帳

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的としています。手帳の交付を受けるには、写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。なお、交付にあたっては知的障害者相談センターまたは児童相談所の判定結果に基づき決定がされます。

## 英文字

## ADHD（注意欠陥／多動性障がい）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

（ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

## ASD（自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群）

社会的なコミュニケーションや他の人とのやりとりが上手くできない、興味や活動が偏るといった特徴を持っていて、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群といった呼び方をされることもあります。問診や心理検査などを通して診断されます。親の育て方が原因ではなく、感情や認知といった部分に関与する脳の異常だと考えられています。

（ASD=Autism Spectrum Disorder）

## LD（学習障がい）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

（LD=Learning Disabilities）

障がい福祉サービス事業者一覧

障がい福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）

令和2年12月1日現在

砺波地域障害者自立支援協議会 地域生活支援部作成

○基幹相談支援事業者（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を関係機関との連携を図りながら行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 溪明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-6252 FAX 0763-33-6275

○指定一般相談支援事業者（総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 溪明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625
地域活動支援センターとなみ野	砺波市出町中央13-1	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1379 砺波市出町中央13-1 TEL 0763-23-6540 FAX 0763-23-6541
地域活動支援センターひまわり	小矢部市植生1476	社会福祉法人 黎明の郷	〒932-0836 小矢部市植生1476 TEL 0766-67-7340 FAX 0766-67-7341
わくわく小矢部相談支援事業所	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365
相談支援センターあい	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-3535 FAX 0763-22-3350

○指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者

（総合的な相談、障害福祉サービス等の利用に関するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成などの相談支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	者	児
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 溪明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625	○	○
地域活動支援センターとなみ野	砺波市出町中央13-1	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1379 砺波市出町中央13-1 TEL 0763-23-6540 FAX 0763-23-6541	○	○
聚楽サンガ	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	○	○
地域生活支援センターすまいる	小矢部市石動町9-30	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0053 小矢部市石動町9-30 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3828	○	
地域活動支援センターひまわり	小矢部市植生1476	社会福祉法人 黎明の郷	〒932-0836 小矢部市植生1476 TEL 0766-67-7340 FAX 0766-67-7341	○	○
わくわく小矢部相談支援事業所	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	○	○
相談支援センターあい	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-3535 FAX 0763-22-3350	○	○
特定相談支援事業所木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029	○	
特定相談支援事業所八乙女	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029	○	
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011		○

○居宅介護・重度訪問介護（自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
ニチイケアセンター砺波	砺波市太郎丸1丁目8-12	株式会社ニチイ学館	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 TEL 0763-34-7261 FAX 0763-34-7263			
ニチイケアセンター石丸	砺波市石丸401	株式会社ニチイ学館	〒939-1301 砺波市石丸401 TEL 0763-34-1020 FAX 0763-34-1021			
ニチイケアセンター庄川	砺波市庄川町示野121	株式会社ニチイ学館	〒932-0315 砺波市庄川町示野121 TEL 0763-82-8588 FAX 0763-82-2042			
砺波市ヘルパーステーション（市役所）	砺波市栄町7-3	砺波市 (高齢介護課)	〒939-1398 砺波市栄町7-3 TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-7622			
砺波市ヘルパーステーション（庄川）	砺波市庄川町青島401	砺波市 (高齢介護課)	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-4130 FAX 0763-82-4208			
ものがたりホームヘルパーステーション	砺波市太田1832	医療法人社団ナラティブホーム	〒939-1315 砺波市太田1382 TEL 0763-55-6200 FAX 0763-34-0103			
JAIなば福祉支援センター	小矢部市水島680	いなば農業協同組合	〒932-0102 小矢部市水島680 TEL 0766-61-3737 FAX 0766-61-2276			
小矢部市社協ホームヘルプセンター	小矢部市鷺島15	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	〒932-0821 小矢部市鷺島15 TEL 0766-67-8611 FAX 0766-67-4896			
【基】障害者支援施設 溪明園からまつ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺	小	南
南砺市井波ホームヘルプステーション	南砺市井波938	南砺市	〒932-0211 南砺市井波938 TEL 0763-82-0524 FAX 0763-82-7776			
マーシ園ヘルパーステーション	南砺市福野1736-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1561 南砺市福野1736-1 TEL 0763-55-6702 FAX 0763-55-6528			
旅川ホームヘルプサービス事業所	南砺市院林92-1	社会福祉法人 福寿会	〒939-1531 南砺市院林92-1 TEL 0763-22-6548 FAX 0763-22-7569			
ニチイケアセンター南砺	南砺市八幡13-1	株式会社ニチイ学館	〒939-1624 南砺市八幡13-1 TEL 0763-52-8086 FAX 0763-52-1716			
ふく満ホームヘルプサービス事業所	南砺市福光1045	社会福祉法人 福寿会	〒939-1662 南砺市福光1045 TEL 0763-53-0055 FAX 0763-53-1131			
JA福光ふれあいセンター	南砺市福光1192	福光農業協同組合	〒939-1662 南砺市福光1192 TEL 0763-52-8585 FAX 0763-52-8760			
となみケアサービス	南砺市野口191-1	(株)キャリアマッチングシステム 富山	〒939-1844 南砺市野口191-1 TEL 0763-62-3777 FAX 0763-62-3774			
【基】多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺	小	南
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション	南砺市利賀村百瀬川1313	南砺市社会福祉協議会	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川1313 TEL 0763-68-2316 FAX 0763-68-2866	×	×	南

障がい福祉サービス事業者一覧

○同行援護（重度の視覚障害者の人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
ニチイケアセンター砺波	砺波市太郎丸1丁目8-12	株式会社ニチイ学館	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 TEL 0763-34-7261 FAX 0763-34-7263
マーシ園ヘルパーステーション	南砺市福野1736-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1561 南砺市福野1736-1 TEL 0763-55-6702 FAX 0763-55-6528
ふく満ホームヘルパーサービス事業所	南砺市福光1045	社会福祉法人 福寿会	〒939-1662 南砺市福光1045 TEL 0763-53-0055 FAX 0763-53-1131

○行動援護（自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
砺波市ヘルパーステーション（市役所）	砺波市栄町7-3	砺波市 （高齢介護課）	〒939-1398 砺波市栄町7-3 TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-7622			
砺波市ヘルパーステーション（庄川）	砺波市庄川町青島401	砺波市 （高齢介護課）	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-4130 FAX 0763-82-4208			
【基】障害者支援施設 溪明園からまつ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺	小	南
【基】多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺	小	南
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション	南砺市利賀村百瀬川1313	南砺市社会福祉協議会	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川1313 TEL 0763-68-2316 FAX 0763-68-2866	×	×	南

○障害児等療育支援事業（障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 （富山県砺波総合庁舎内）	社会福祉法人 溪明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625

○児童発達支援（障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	×	小	南
【基】大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	南
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	×	小	南
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011			
【基】デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	×	小	南
【基】デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南

○放課後等デイサービス（就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
【基】やなせ苑デイサービスセンター	砺波市柳瀬3	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1313 砺波市柳瀬3 TEL 0763-32-2090 FAX 0763-32-6543	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	砺波市安川1297	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1438 砺波市安川1297 TEL 0763-37-2161 FAX 0763-37-1526	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	砺波市苗加824-1	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1333 砺波市苗加824-1 TEL 0763-32-7295 FAX 0763-32-7296	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	砺波市林1202	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1345 砺波市林1202 TEL 0763-33-3082 FAX 0763-33-3182	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス倶楽部	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	小	×
【基】大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	×
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	小	南
【共】東石丸の家	砺波市東石丸30-31	ソーシャルサポートYM株式会社	〒939-1302 砺波市東石丸30-31 TEL 0763-55-6431 FAX 0763-55-6432			
【基】デイサービスいろり	砺波市五郎丸333	株式会社いろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333 TEL 0763-32-2369 FAX 0763-32-2369	砺	×	南
【共】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470			
きつずる一むくろーバー	砺波市東開発247-4	社会福祉法人 溪明会	〒939-1312 砺波市東開発247-4 TEL 0763-58-5540 FAX 0763-58-5540			
オンライン砺波	砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエア	株式会社マルチビジョン	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエア TEL 0763-55-6470 FAX 0763-55-6472			
ここいろ	砺波市杉木4丁目75 74ビル	合同会社燈	〒939-1355 砺波市杉木4丁目75 74ビル TEL 0763-58-5365 FAX 0763-58-5365			
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	砺	小	南
【基】デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	砺	小	南
【基】デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南
ステップバイステップ	南砺市梅野字東野島2077-1	株式会社・プレイス	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1 TEL 0763-55-6708 FAX 0763-55-6606			
ステップバイステップ福光店	南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ	株式会社・プレイス	〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ TEL 0763-58-5789 FAX 0763-58-5779			

## 障がい福祉サービス事業者一覧

### ○保育所等訪問支援（保育所等を利用している障害のある児童が、保育所等における集団生活へ適応するために専門的な支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011

### ○福祉型障害児入所施設（障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知能、技能習得の支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	富山県	〒939-1436 砺波市福山1164 TEL 0763-37-0157 FAX 0763-37-1522

### ○短期入所（自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	富山県	〒939-1436 砺波市福山1164 TEL 0763-37-0157 FAX 0763-37-1522
【共】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなる	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
ローカルセンター小矢部	小矢部市新西92-1	株式会社 ウェルサポート	〒932-0111 小矢部市新西92-1 TEL 0766-61-8533 FAX 0766-61-8534
マーシ園 木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 溪明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881
特別養護老人ホーム 福寿園	南砺市松原678-1	社会福祉法人 福寿会	〒939-1518 南砺市松原678-1 TEL 0763-22-3556 FAX 0763-22-7539
特別養護老人ホーム いなみ	南砺市井波1310-1	社会福祉法人 福寿会	〒932-0211 南砺市井波1310-1 TEL 0763-82-7040 FAX 0763-82-7022

### ○療養介護（医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
独立行政法人国立病院機構 北陸病院	南砺市信末5963	独立行政法人 国立病院機構 北陸病院	〒939-1893 南砺市信末5963 TEL 0763-62-1340 FAX 0763-62-3460

### ○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	砺波市十年明33	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1353 砺波市十年明33 TEL 0763-32-1717 FAX 0763-32-1717			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	砺波市柳瀬3	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1313 砺波市柳瀬3 TEL 0763-32-2090 FAX 0763-32-6543	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	砺波市安川1297	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1438 砺波市安川1297 TEL 0763-37-2161 FAX 0763-37-1526	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	砺波市庄川町金屋宇岩黒38-1	社会福祉法人 庄川福祉会	〒932-0305 砺波市庄川町金屋宇岩黒38-1 TEL 0763-82-6868 FAX 0763-82-4192	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	砺波市苗加824-1	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1333 砺波市苗加824-1 TEL 0763-32-7295 FAX 0763-32-7296	砺	×	×
【基】砺波市北部デイサービスセンター	砺波市林1202	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1345 砺波市林1202 TEL 0763-33-3082 FAX 0763-33-3182	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	小	×
【基】大空と大地のぼび一村	砺波市宮森461	企業組合 労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺	小	南
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	小	南
【基】デイサービスいろり	砺波市五郎丸333	株式会社いろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333 TEL 0763-32-2369 FAX 0763-32-2369	砺	×	南
【基】のぞみリハビリテーションアカデミー	砺波市宮丸183-1	健生株式会社	〒939-1352 砺波市宮丸183-1 TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827	砺	×	×
【共】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470			
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなる	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643			
多機能型事業所 溪明園めるへん	小矢部市石動町18-9	社会福祉法人 溪明会	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523			
【基】小矢部市デイサービスセンター	小矢部市鷺島15	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	〒932-0821 小矢部市鷺島15 TEL 0766-67-8611 FAX 0766-67-4896	×	小	×
【基】清楽園デイサービスセンター	小矢部市法楽寺1800-1	社会福祉法人 清楽会	〒932-0027 小矢部市法楽寺1800-1 TEL 0766-67-6664 FAX 0766-68-1490	×	小	×
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	砺	小	南
【基】リハビリ・デイサービスおやべ	小矢部市赤倉207	ライフ・クリエイティブ株式会社	〒932-0814 小矢部市赤倉207 TEL 0766-67-2001 FAX 0766-30-2520	砺	小	×
【基】富山型デイサービス城山	小矢部市城山町5-48	株式会社アトマ	〒932-0047 小矢部市城山町5-48 TEL 0766-53-5876 FAX 0766-53-5877	×	小	×
マーシ園木の香	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029			
マーシ園八乙女	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251			
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 溪明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881			
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205			

障がい福祉サービス事業者一覧

○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市		
【基】デイサービスセンターいなみ	南砺市井波1310-1	社会福祉法人福寿会	〒932-0211 南砺市井波1310-1 TEL 0763-82-7030 FAX 0763-82-7022	×	×	南
【基】福野デイサービスセンター	南砺市松原500-2	社会福祉法人福寿会	〒939-1518 南砺市松原500-2 TEL 0763-22-1050 FAX 0763-22-1051	×	×	南
【基】やすらぎ荘デイサービスセンター	南砺市梅野2007	社会福祉法人福寿会	〒939-1724 南砺市梅野2007 TEL 0763-52-7206 FAX 0763-52-6159	×	×	南
【基】デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	×	小	南
【基】デイサービスセンターにこやかな里。	南砺市福野1466-1	株式会社こころ	〒939-1565 南砺市福野1466-1 TEL 0763-23-3811 FAX 0763-23-3811	×	×	南
【基】デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	×	×	南
【基】利賀デイサービスセンター	南砺市利賀村百瀬川313	南砺市社会福祉協議会	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313 TEL 0763-68-2316 FAX 0763-68-2866	×	×	南
【基】ケアタウン福野	南砺市柴田屋396-11	株式会社ハートフル	〒939-1552 南砺市柴田屋396-11 TEL 0763-58-5632 FAX 0763-58-5362	×	×	南

○施設入所支援（施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	小矢部市論田8	社会福祉法人溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
マーシ園 木の香	南砺市谷142	社会福祉法人マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-6000 FAX 0763-82-6029
マーシ園 八乙女	南砺市谷142	社会福祉法人マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人溪明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881

○宿泊型自立訓練施設（居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等必要な支援を行います）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
緑心会 あすみる	砺波市太田567-2	医療法人社団緑心会	〒939-1315 砺波市太田567-2 TEL 0763-34-5677 FAX 0763-33-1340

○共同生活援助(グループホーム)（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
共同生活援助事業所 ホーム十年明	砺波市十年明	社会福祉法人手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822
ホーム庄川、ホーム庄川第2	砺波市庄川町示野	社会福祉法人溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252
たびだちの会グループホーム たびだち荘	砺波市十年明	社会福祉法人たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444
たびだちの会グループホーム ゆうゆう荘	砺波市中央町	社会福祉法人たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444
かたかご苑グループホーム ホーム東保	砺波市東保	社会福祉法人たかおか万葉福祉会	〒933-0959 高岡市長江660 TEL 0766-36-1636 FAX 0766-36-1637
緑心会グループホーム チャレンジハイツ	砺波市矢木	医療法人社団緑心会	〒939-1315 砺波市太田570 TEL 0763-33-1322 FAX 0763-33-1323
共同生活援助事業所 ホームあけぼの	小矢部市綾子	社会福祉法人手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822
共同生活援助事業所 共生型グループホームらぶあけぼの	小矢部市綾子	社会福祉法人手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822
ホームやつわ	小矢部市八和町	社会福祉法人溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
ホームあやこ	小矢部市綾子	社会福祉法人溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
ホームいするぎ	小矢部市石動町	社会福祉法人溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643
グリーン・フォンターナ	小矢部市新富町	医療法人社団松風会	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414
まつかぜ	小矢部市新富町	医療法人社団松風会	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414
アダージョ	小矢部市新富町	医療法人社団松風会	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414
なでしこハウス	小矢部市島	医療法人社団啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
藤村荘	小矢部市島	医療法人社団啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
チューリップ	小矢部市島	医療法人社団啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
花菖蒲の家	小矢部市福上	医療法人社団啓愛会	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288
ホーム風の谷	南砺市谷	社会福祉法人マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
ホームふくの実	南砺市福野	社会福祉法人マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
ホーム柴田屋	南砺市柴田屋	社会福祉法人溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252
ホーム柴田屋みなみ	南砺市柴田屋	社会福祉法人溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252
共同生活援助事業所 ホームたてのがはら	南砺市立野原東	社会福祉法人手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822

## 障がい福祉サービス事業者一覧

### ○就労移行支援（一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	砺波市中央町10-5	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444

### ○就労継続支援(A型)（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※雇用型）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
ジュピター	砺波市幸町5-5	株式会社ORION	〒939-1386 砺波市幸町5-5 TEL 0763-55-6168 FAX 0763-55-6169
新の葉	砺波市高道92	株式会社EACH ONE	〒939-1383 砺波市高道92 TEL 0763-58-5655 FAX 0763-58-5675
ワンダーランド砺波	砺波市太郎丸宇堂島6568-1	株式会社ダイエードリームライ イツ	〒939-1363 砺波市太郎丸宇堂島6568-1 TEL 0763-55-6210 FAX 0763-55-6215
オアシス砺波	砺波市東石丸372-13	株式会社OASIS	〒939-1302 砺波市東石丸372-13 TEL 0763-58-5211 FAX 0763-58-5216
self-A・151A福光	南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ	株式会社151A	〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ TEL 0763-77-3773 FAX 0763-77-1177

### ○就労継続支援(B型)（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※非雇用型）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	砺波市庄川町青島401	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-5506 FAX 0763-82-5506
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	砺波市宮丸466-4	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1352 砺波市宮丸466-4 TEL 0763-33-6895 FAX 0763-33-6895
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	砺波市中央町10-5	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	小矢部市鷺島66	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0821 小矢部市鷺島66 TEL 0766-68-2960 FAX 0766-68-2960
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	小矢部市石動町9-30	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0053 小矢部市石動町9-30 TEL 0766-67-5145 FAX 0766-67-5145
多機能型事業所 深明園めるへん	小矢部市石動町18-9	社会福祉法人 深明会	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523
障害福祉サービス事業所 トライ工房	小矢部市埴生1476	社会福祉法人 黎明の郷	〒932-0836 小矢部市埴生1476 TEL 0766-67-5225 FAX 0766-67-5226
斉藤商店	小矢部市平田3118	有限会社 斉藤商店	〒932-0136 小矢部市平田3118 TEL 0766-69-8181 FAX 0766-69-8183
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	南砺市院林82-1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-6870 FAX 0763-22-6870
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	南砺市高宮1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1741 南砺市高宮1 TEL 0763-52-6043 FAX 0763-52-6043
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	南砺市理休245	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1811 南砺市理休245 TEL 0763-62-3346 FAX 0763-62-3347
多機能型就労支援事業所 マーシ園すてっぴ	南砺市谷142	社会福祉法人 マーシ園	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251
なんと共同作業所(多機能型事業所)	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-3133 FAX 0763-22-3133
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 深明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205
みんなの台所・城端	南砺市野田1147	一般社団法人 さざんくろす	〒939-1842 南砺市野田1147 TEL 0763-58-5618 FAX 0763-58-5619

### ○障害者就業・生活支援センター（求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます）

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
障がい者サポートセンター きらり	砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	社会福祉法人 深明会	〒939-1386 砺波市幸町1-7 TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625

### ○自立訓練(生活訓練)（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体の連絡先	【基】契約市		
緑心会 あすみる	砺波市太田567-2	医療法人社団 緑心会	〒939-1315 砺波市太田570 TEL 0763-34-5677 FAX 0763-33-1340			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	砺波市柳瀬3	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1313 砺波市柳瀬3 TEL 0763-32-2090 FAX 0763-32-6543	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	砺波市安川1297	社会福祉法人 砺波福祉会	〒939-1438 砺波市安川1297 TEL 0763-37-2161 FAX 0763-37-1526	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	砺波市庄川町金屋宇岩黒38-1	社会福祉法人 庄川福祉会	〒932-0305 砺波市庄川町金屋宇岩黒38-1 TEL 0763-82-6868 FAX 0763-82-4192	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	砺波市苗加824-1	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1333 砺波市苗加824-1 TEL 0763-32-7295 FAX 0763-32-7296	砺	×	×
【基】砺波市北部デイサービスセンター	砺波市林1202	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	〒939-1345 砺波市林1202 TEL 0763-33-3082 FAX 0763-33-3182	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス倶楽部	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺	×	×
【基】デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺	小	南
【基】ゆたか町の家	砺波市豊町二丁目13-6	エスエイチ株式会社	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 TEL 0763-33-1470 FAX 0763-33-1470	砺	×	×
【基】のぞみりハビリテーションアカデミー	砺波市宮丸183-1	健生株式会社	〒939-1352 砺波市宮丸183-1 TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827	砺	×	×
【基】デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	砺	×	×



障がい福祉サービス事業者一覧

○自立訓練(機能訓練) (自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います)

事業所名・施設名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市
【基】のぞみリハビリテーションアカデミー	砺波市宮丸183-1	衛生株式会社	〒939-1352 砺波市宮丸183-1 TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827	砺 × ×

○移動支援 (屋外での移動が困難な方に対して、外出の際に円滑な移動を支援します)

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市
ニチケアセンター砺波	砺波市太郎丸1丁目8-12	株式会社ニチイ学館	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 TEL 0763-34-7261 FAX 0763-34-7263	砺 × ×
障害者支援施設 溪明園からまつ	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺 小 ×
小矢部市社協ホームヘルプサービス	小矢部市鷺島15	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	〒932-0821 小矢部市鷺島15 TEL 0766-67-8611 FAX 0766-67-4896	× 小 ×
マーシ園ヘルパーステーション	南砺市福野1736-1	社会福祉法人 マーシ園	〒932-1561 南砺市福野1736-1 TEL 0763-55-6702 FAX 0763-55-6528	砺 小 南
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺 小 南
ふく満ホームヘルプサービス事業所	南砺市福光1045	社会福祉法人 福寿会	〒939-1662 南砺市福光1045 TEL 0763-53-0055 FAX 0763-53-1131	× × 南
ニチケアセンター南砺	南砺市八幡13-1	株式会社ニチイ学館	〒939-1624 南砺市八幡13-1 TEL 0763-52-8086 FAX 0763-52-1716	× × 南

○日中一時支援 (家庭で介護している方の事情によって、日中、一時的に支援が必要な障害者等を日帰りで預かり、食事や排せつ等の介護、見守りを行います)

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先	【基】契約市
富山県立砺波学園	砺波市福山1164	富山県	〒939-1436 砺波市福山1164 TEL 0763-37-0157 FAX 0763-37-1522	砺 小 南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	砺波市庄川町青島401	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0314 砺波市庄川町青島401 TEL 0763-82-5506 FAX 0763-82-5506	砺 × 南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	砺波市宮丸466-4	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1352 砺波市宮丸466-4 TEL 0763-33-6895 FAX 0763-33-6895	砺 × ×
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	砺波市十年明33	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1353 砺波市十年明33 TEL 0763-32-1717 FAX 0763-32-1717	砺 × 南
砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	砺波市宮森461	企業組合労協センター事業団	〒939-1406 砺波市宮森461 TEL 0763-37-2280 FAX 0763-37-2281	砺 小 ×
デイサービスしょうずんだ	砺波市庄川町金屋2833-1	NPO法人 まま	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668	砺 × ×
デイサービスいろり	砺波市五郎丸333	株式会社いろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333 TEL 0763-32-2369 FAX 0763-32-2369	砺 × 南
(宗)善福寺デイサービス聚楽	砺波市東中171	宗教法人 善福寺	〒939-1348 砺波市東中171 TEL 0763-32-1882 FAX 0763-32-1892	砺 × ×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	小矢部市綾子5598	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-67-5145 FAX 0766-67-5145	砺 小 ×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	小矢部市鷺島66	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0821 小矢部市鷺島66 TEL 0766-68-2960 FAX 0766-68-2960	× 小 ×
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなる	小矢部市論田8	社会福祉法人 溪明会	〒932-0065 小矢部市論田8 TEL 0766-68-0363 FAX 0766-68-1643	砺 小 南
多機能型事業所 溪明園めるへん	小矢部市石動町18-9	社会福祉法人 溪明会	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	× 小 ×
デイサービスわくわく小矢部	小矢部市新富町4-1	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1 TEL 0766-67-5360 FAX 0766-67-5365	× 小 南
【基】富山型デイサービス城山	小矢部市城山町5-48	株式会社アトマ	〒932-0047 小矢部市城山町5-48 TEL 0766-53-5876 FAX 0766-53-5877	× 小 ×
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	南砺市院林82-1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-6870 FAX 0763-22-6870	砺 × 南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	南砺市高宮1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1741 南砺市高宮1 TEL 0763-52-6043 FAX 0763-52-6043	× × 南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	南砺市理休336-1	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒939-1811 南砺市理休336-1 TEL 0763-62-3346 FAX 0763-62-3347	× × 南
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	南砺市蛇喰1302	社会福祉法人 溪明会	〒939-1874 南砺市蛇喰1302 TEL 0763-64-8880 FAX 0763-64-8881	砺 小 南
多機能型事業所 花椿かがやき	南砺市八塚580-1	社会福祉法人 溪明会	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205	砺 小 南
わらび学園	南砺市福野87-8	社会福祉法人わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8 TEL 0763-22-6055 FAX 0763-22-6011	砺 × 南
デイサービスいちご	南砺市荒木1333-1	有限会社フィールド	〒939-1732 南砺市荒木1333-1 TEL 0763-52-7715 FAX 0763-52-7714	砺 小 南
デイサービス母笑夢	南砺市遊部川原53	NPO法人 母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53 TEL 0763-52-7555 FAX 0763-52-7550	× × 南
ステップバーステップ	南砺市梅野字東野島2077-1	(株)サード・プレイス	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1 TEL 0763-55-6708 FAX 0763-55-6606	× 小 南

○地域活動支援センター (創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います)

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
地域活動支援センターとなみ野	砺波市出町中央13-1	社会福祉法人 たびだちの会	〒939-1379 砺波市出町中央13-1 TEL 0763-23-6540 FAX 0763-23-6541
地域活動支援センターひまわり	小矢部市埴生1476	社会福祉法人 黎明の郷	〒932-0836 小矢部市埴生1476 TEL 0766-67-7340 FAX 0766-67-7341
地域活動支援センターピアサポートあい	南砺市院林82-1	社会福祉法人 マーシ園	〒939-1531 南砺市院林82-1 TEL 0763-22-2061 FAX 0763-22-3350

## 障がい福祉サービス事業者一覧

○認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護  
 (認知症の特性に配慮した入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や日常生活上の世話、機能訓練を行います)

事業所名	所在地	運営主体	運営主体等の連絡先
地域密着型サービス事業所 共生型グループホーム らぶあげぼ	小矢部市綾子5599	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	〒932-0833 小矢部市綾子5599 TEL 0766-68-3826 FAX 0766-68-3827

- ※ 【基】は基準該当事業所＝介護保険の指定事業所などで、市が障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たすと認める事業所
- ※ 【共】は共生型事業所＝介護保険の指定事業所で、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の県の指定基準の特例を満たす事業所
- ※ 各市との契約があるため住所地によっては他市のサービスが受けられない場合があります。
- ※ 砺波・小矢部・南砺市の事業所を掲載してあります。詳細は各市にお問い合わせください。

第3次砺波市障がい者福祉計画  
第6期砺波市障がい福祉計画  
第2期砺波市障がい児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行／砺波市福祉市民部社会福祉課

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

電 話 (0763) 33-1111

F A X (0763) 32-6186